外國爲替要解

河田龜松著

東京　同文館

自序

輓近我邦社界の進運に伴ひ、商業上の事項も漸く面目を革新し、其方法愈複雑多端に亘る、隨て苟も今後の商界に立て世に處せんとする者は完全なる商業上の智識を充備し、兼て商業學に關する一般の素養を必要とするに至れるは玆に喋々を要せざるへし、然るに我邦商業教育の事近來著々歩を進めて今や漸く普及の緒に就きしと雖も、尚前途遼遠として其完全の域に達するは決して容易の事に非らず、故に今日に於て此急務なる商業學の普及を謀るの途は他なし、適當なる商業書を發刊して遍く之を世の商業家子弟幷學生等の講

習の資に供し、以て間接に指導の方法を盡さんとす是な
り、同文館主茲に見るあり此目的を以て實用商業書の
大全を期し、即ち之を幾多重要なる事項に分つて漸次
之を新刊せんとし、其中外國爲換の著述を以て予に囑
す、抑も外國爲換の事其學理や經濟上の難問題に屬し、
又其實地の事項に至ては事頗る盤根錯節を極め、其著
述たる到底短識寡聞予の如きもの、企及すべき所に
非らざるを知る、然れども予や久しく外國爲換の我邦
に於ける幼稚の狀態を知り、殊には今日此重要なる事
項に係る好著乏しきを慨するもの敢て此任に當らん
とを決し、竟に斷然之を諾す、爾來外國爲換に關する歐

米の諸書に渉獵して遍く其要を究め、又實地に關する
事項は逐一精探を遂げ、以て理論と實地とを問合し精
確に其要領を明解し、聊か世に稗益する所あらんを豫
期せり、然れども意餘りありて力及ばず、加ふるに業暇
僅かに之に當りしを以て編述其意に任せず、脫稿の後
頗る意に滿たざる所多し、然れども又改訂の暇なく竟
に上梓す、識者幸に是正の勞を惜む勿れ、若し夫れ本書
にして前揭豫期の如く聊かにても世の商業家子弟幷
に學生等斯學研究の一助となり、又廣く商業家の參考
書ともならん乎、著書の幸榮之に過ぎずとす、

明治三十一年十月

著者識 四

外國爲換要解目次

第一章 總說……一
爲換の定義及其說明……一
爲換の目的—爲換の方法—爲換手形—爲換の二樣の方法
相對爲換の不便……六
爲換取引と銀行……九
銀行の爲換上に於ける効益
銀行以外の機關……一〇
外國爲換の說明……一〇
內國爲換と外國爲換との區別
外國爲換の起因……一一
外國貿易—外國に於ける公債及會社證券の賣買—一般外國に對する貸借金—運賃保險料其他諸手數料—在外國に於ける諸費用—海外に於ける船艦の費用及造船費—雜種の原因—非常の原因
外國爲換の沿革及現況……一七
爲換の起原—爲換手形の發明者—倫敦は萬國の手形交換所

—我國の外國爲換—著者の希望
第二章　爲換手形……二一
手形面記載の要件……二四
手形額面金額—手形關係人—自箇受取の手形—手形の日附
—手形の支拂期限—其他の附句
手形の裏書……二六
裏書關係人—指圖式裏書—白地式裏書
手形の期限……二八
參着拂—定期拂—滿期日—愛敬日
手形の引受及支拂……三一
手形の引受—手形の仕拂—請取書式
組手形……三三
手形の賣買……三五
銀行と手形賣買—埋め合せ
手形仲買人……三七
手形中買人の口錢—歐米の仲買人
第三章　爲換手形の種類及び手形取扱
手續……三九
外國爲換手形の種類……三九
性質上の種類……四〇
賣爲換—買爲換
送金爲換……四一
送金爲換の手續
電信爲換……四四
電信爲換の手續
商業手形……四六
箇人手形の信用—信用狀
荷爲換手形……四八
荷物擔保の意義—荷爲換取組の手續—荷爲換手形副狀—抵
當品引取保證狀—全價爲換
信用狀……六一
信用狀の種類—巡回信用狀—特別信用狀—信用狀の性質
信用上手形の種類……七〇
銀行手形—銀行宛手形—箇人手形—擔保附手形—融通手形
—銀行の用ふる一種の融通手形

期限上手形の種類……七五
短期手形—長期手形
手形面金額上手形の種類……七六
利子附手形
外國爲換に關し銀行間の爲換約定……八〇
爲換取引の約定
第四章　外國爲換相場……八一
各國貨幣制度……八四
英國貨幣—佛國貨幣—米國貨幣—銀弗—支那の通貨—日本貨幣
法定平價……八九
金銀貨幣制を異にする國の間には法定平價を定め難し—金本位國銀本位國及複本位國—爲換相場は何に依て定まるや
外國爲換相場表……九三
賣相場—買相場—信用—荷爲換—個人—倫敦日本宛相場—倫敦銀塊相場—相場の讀方
爲換相場の建方……一〇〇
受取勘定の相場と支拂勘定の相場—爲換價格と爲換相場
各國爲換相場……一〇六
各國間爲換早見表
爲換相場の計算……一〇七
換算—日本貨と外國との換算法
換算表……一一〇
英貨換算表—米貨換算表—換算表により換算する法
第五章　爲換相場の高下……一一五
手形の種類によりて爲換相場に差異ある源因……一一七
手形の期限—期限長きもの程相場低し—電信爲換の相場—手形の信用—信用厚き手形程相場高し—手形の危險に對する擔保—危險の恐多き手形程相場低し—手形の印稅—印稅ある丈け更に相場低し—我邦の手形印稅規則—銀行の手數料
一般に爲換相場の變動……一二四
爲換相場變動の原因—爲換の需要供給—爲換需給の多少に依て生ずる相場の變動を示す表—正貨輸送點—國際貸借の多寡と相場との關係—關係國の貨幣制—グレシャムの法則—眞正の變動と名稱上の變動—關係國の金融事情—關係國の信用—非常の場合の原因
兩國相互爲換相場の影響……一五三

為換相場の高下と輸出入品の價格との關係……一五四
為換相場と輸入品價格との關係―為換相場と輸出品價格との關係
銀行の手形賣買損益……一六〇
銀行の為換損益の計算
第六章　為換の裁定……一六二
直接為換―間接為換―必要上の間接為換―賣為換及買為換の裁定の計算―直接為換の裁定―為換相場の高低により利不利の關係を示す表
第七章　為換の順逆及為換の救治策……一七五
為換の順逆……一七五
為換の順(利)と逆(不利)―為換順逆と稱するもの無意味なること
―正貨流出入の程度
為換の豫則及救治策……一八一
為換救治策は救治すべき原因に基き適宜の方法を採るべし
―輸出奨勵の策―金利引上の策―外債策―銀行の振替法―
貨幣矯正策

外國為換要解目次 終

外國為換要解

河田龜松著

第一章　總說

為換の定義及其說明

為換 Exchange とは隔地間に生ずる種々取引上の貸借金を正金輸送の勞費を用ひずして受拂する方法を謂ふ茲に正金輸送の勞費とは隔地間に正金を輸送する時は第一高額なる運賃の外其遲延の途次盜難紛失等の危險に對する保險料を要し又細くべる正金の利子をも見積らざるを得ず故に巨額なる正金を遞送するには夥からざる勞費と危險と不便とがあれば云へば遞送中無用に遊

為換の目的

なり然り而して為換の目的たる全く此正金輸送を省くに在るものと知るべし

總說

扨是より例を以て爲換の方法を說明せんに甲地にある一商人イ某なる者乙地のロ某なる商人へ金一萬圓丈けの貨物を注文し之れを買入れたるに付イ某はロ某へ向け其代金を支拂はざるを得ず而して之を支拂ふにイ某よりロ某へ向け正金一萬圓を現送するの勞費を惜まざれば別段爲換の方法に依らずして此取引は完結すべし然るに爰に甲地に又ハ某なる者ありて乙地のニ某なる者に對し或る取引の結果より同じ金高即ち一萬圓を請取るべき權利を有せりと假定せば玆に一の便利なる方法行はるべしそは此の場合に甲地のイ某がハ某の許に至りハ某よりニ某に對する貸借上の權利を讓り受けんと乞ひ話纏れば則ち一萬圓をイ某よりハ某へ支拂ひて其權利を買ひ之を乙地のロ某へ送ればロ某は其權利を以てニ某へ支拂方を請求し一萬圓を受領すべし是れ即ち爲換の方法にしてかくせばイ某ロ某間には實際正金を輸送するとなく唯ハ某の權利を買ひ之を送るのみにて取引を終

るものなれば其便利大なりと謂ふべし然るに尙其上爲換の便利なるは右取引にて獨りイ某とロ某間の貸借を決算せしのみならず又ハ某とニ某間の貸借をも完了せしめし事なり右にハ某はイ某へ自己の權利を交附して代りに壹萬圓を收得しニ某はハ某の權利に對し同じく壹萬圓を支拂ひたれば是にてハ某とニ某間の關係も全く完結すべし斯の如く一の爲換取引は同時に甲乙兩地間貳組の貸借關係を結了せしむるの便あり而して其方法は全く右の如く正金の代りに金錢上の權利を用ひ其權利と義務との交換に依て行はるゝもの故爲換の事を歐米にて Exchange（即交換の意）とは謂ふなり

又此例にて爲換に一の特別の利益あるを見るべしをは普通正金の輸送に依て貸借を決算する場合には負債ある者より其債主へ向け送金するが故に債主は負債ある者より送りたるものを後に至り受取ると常なり然るに爲換の方法に依る時は全く反對に出づる事を得べし前例に

於てハ某がニ某よりの送金を待たずイ某へ其權利を讓りて先づ其金額を領收し而してニ某はロ某より請求を受け始めて己れの義務を履行したるが如し是れ畢竟爲換が正金を用ひず金錢上の權利の受授に依るを以てなり然らば其權利の受授とは實際如何なる方法に依て行はるやと云ふに是れ實は金錢上の權利を表はす一の證券を用ふるものにて例へばハ某よりイ某へ權利を交附すとはハ某よりニ某へ宛て壹萬圓を支拂ふべき旨の命令書を發し即ち之をイ某へ賣るなり而してイ某は之をロ某へ送ればロ某はニ某に呈示して支拂を請求す此故に實際爲換の手續は此命令書たる證券の遣り取りに過ぎずと謂ふべく此證券は爲換上頗る大切の要具なり而して此重要なる證券を名けて爲換手形とは謂ふなり（爲換手形の事次章に至り審なり）

爲換手形

爲換の二樣の方法

右の說明により取引上貸借の關係を結了するに爲換に依る時は之に二樣の方法あるを知る卽ち一はイ某よりハ某の權利卽爲換手形を買ひて之をロ某へ送りたる如く負債主より先づ債主へ向け義務を履行する場合と他の一はハ某がニ某に對する權利卽ち爲換手形を發行之をイ某に賣り而してニ某は之に對し後に至り其支拂をなしたる如く債主より負債主へ向け先づ其權利を施行する場合と是なり但し爰に注意すべきは同一の貸借取引に就ては其債主又は負債主の中孰れか一方より爲換を起せば足る事なり是れ至て明白なりと雖も讀者の往々迷ひ易き所なれば一應說明を添へんに前例イ某よりロ某に對する負債を濟す爲めイ某はロ某へ向けハ某の發行せる爲換手形を買ひて送ると同時にロ某よりもイ某へ宛て其權利に對し爲換手形を發行せば結局爲換は二重となりイ某は同一の負債に就て二回支拂をなしロ某は同じく貳回受取ることとなる故此重複を避くる爲めイ某又はロ某の孰れより爲換を起すやは豫め打合をなし之を定め置くべきなり今實際取引上爲換を孰れより起すやは當事者の契約又は習慣に依り

或は爲換の事情によりて定まるものとす

相對爲換の不便　扱以上は單に爲換の原理を說明する爲め最も解り易き單純の一例を採りたれども實際隔地間に貸借上の關係あるはイロハニ等少數の商人に止まらず極めて繁雜なる取引其間に往來し隨て之に關係せる人々頗る多きを以て其數多き人々の中より前例イ某がハ某と互に交涉して其權利を讓受けたる如く双方共に好都合なる對手を求め出すとは殆んど難しと云ふべし是れ適當なる對手方を求むるには種々の點より不便あるを以てなり今其不便の重なるものを列擧せば次の如し

相對爲換の不便
1. 双方對手を求むるとの困難
2. 場所上の不便
3. 金額上の不便
4. 期限上の不便
5. 信用上の不便

右に就き其大要を說明せんに第一双方對手を求むるとの困難は前例を用ひ說明せば甲地イ某は壹萬圓丈けロ某へ送金の必要ある故送金の權利を買はんとして之を求むるも幸ひハ某の如き好對手を探出し之と相談纏れば可なるも然らざれば爲換は行はれざるなり又ハ某の方より謂ふも幸ひイ某の如き者ありて己れの權利を買ひたる故之に對する金額を早く收得し得たるも然らざれば先方より送金を待たざるを得ず然れども之を待つことを欲せざる時イ某の如き對手を他に甲地に於て穿鑿せざるべからず是れ決して容易の業にあらず故に爲換を取組まんとする度毎に凭く手數を煩すものなれば寧ろ爲換の便を採らざるに如かず第二の不便は場所上に在り是はイ某がハ某より權利を買はんとするもハ某の債權は丙地のホ某に對するものにてイ某の望む如く乙地にあらずとせば彼此爲換の便に依ると能はざるが如

し第三には金額上にてイ某の望む所は壹萬圓なるもハ某の有せる債權は八千圓に過ぎずとせばイ某は其不足額丈け更に他に適當なる對手を求めざるを得ざるが如し第四は期限上の不便にてイ某は速時に受取るべき權利を買はんと欲するもハ某は或る期限後受取ることを得る權利より外は有せずとせば話は纏り兼ぬべし(此事後に手形の期限を說くに至り明瞭すべし)最後に總て以上の要件は滯りなく調ひたりとするも果してイ某の買はんとするハ某の權利は正當なるものにて乙地ニ某より相違なく支拂はるべきや否やはハ某の信用如何にあり而して其對手の身元性質等を一々調査し其信用如何を糺すとは忙はしき商人抔の堪ゆる所にあらず是れ信用上の不便なり之を要するに相對爲換なるものは原理の說明上には便なれども實際には前記の如き不便ある故其取引多からず然らば如何にして實地に數多き各地間の爲換取引が圓滑に行はるゝやと云ふに恰も物品交換の媒介に商人が立つ如く爲換取引の媒介には銀行なる機關備はり即ち銀行は其業務の一部に於て爲換の事を取扱ふを以て如何なる爲換取引も殆んど皆此銀行の手を經て行はるものとす

爲換取引と銀行　右の如く爲換取引の機關として銀行が爲換上に於ける効益左の如し

銀行の爲換上に於ける効益

1. 銀行は廣く公に營業するものなれば誰にても其所在を知り得べし
2. 銀行は手形の賣買所なれば其金額期限等多寡長短に拘らず其求むる儘なるものを得べし
3. 銀行の信用は箇人のものに比し其厚薄同日の論にあらず又其信用如何を調査するにも箇人の場合より便なり
4. 右の如くにして銀行は常に數多の手形賣買を取扱ひ爲換上商業取引の重要機關となる
5. 又國際貸借の關係を完濟せしむるには銀行の爲換作用頗る肝要にて殊に外國貿易上銀行の爲換に於ける効益は頗る著し

銀行以外の機關　銀行以外に銀行と同じく爲換取引媒介の機關として便なる者ありや否やと云ふに苟も廣く爲換手形の集散所となり箇人的相對爲換の不便を避け得る媒介なれば必ずしも銀行に限らず爲換取引上の機關となすを得べし彼の郵便爲換の如き其一例なり又手廣に取引せる回漕店又は大なる會社等に於て荷主又は社員の便を謀り爲換の媒介を爲したる例我邦にもありたり又明治廿八九年頃我邦に於て設立の噂ありたる金銀取引所の如きも其一なり然れども今日にては先づ銀行が各邦にて最も必要なる爲換上の機關となれり

外國爲換の說明　扱是より本書の主とせる外國爲換の說明に立入らんに外國爲換 Foreign Exchange とは內國爲換 Inland or Domestic Exchange に對する區別にして元來爲換の取引には其關係地が同國內に止まるとあり又外國に及ぼすとあり前者は例へば東京と大阪との間に爲換取引が行はるゝが如きものにて之を內國爲換と稱し後者は橫濱と紐育上海と倫敦との間に行はるゝが如き場合にて即ち關係國の一が外國なる故之を外國爲換と稱す而して外國爲換は內國爲換に比し其關係及び手續等種々繁雜せるを以て研究すべき事柄尠からず是れ外國爲換は關係を及ぼす所大にして且重要なると內國爲換の比にあらず又其取引の多くは貨幣制を異にする國との間に起る故種々計算上面倒なるとあるを以てなり讀者宜しく其心して以下順次述ぶる所を會得せらるべし

外國爲換の起因　爲換は固と隔地間に成立つ貸借の關係を完結する方法なることは既に說きたる如くにて外國爲換は卽ち外國との貸借取引を完結せしむるに必要なる方法なり然らば其外國との貸借取引とは如何なる取引なりや是れ外國爲換を研究するに當り先づ第一に考ふべき事柄なるを以て其大要を知悉すること必要なり次に一表を用ひ概括して之を示さん

外國爲換の起因
- 常時の場合
  1. 輸出入貿易
  2. 外國に於ける公債、會社證券等の賣買
  3. 外國に對する貸借金
  4. 運賃、保險料其他諸手數料の類
  5. 公使館、領事館、海外留學生、在留者及旅行者の費用及海外各地へ寄港及在舶せる船經の經費
  6. 海外造船費
  7. 其他雜種の原因
- 非常の場合
  1. 外債及其利子
  2. 償金
  3. 外國遠征出軍の費用等

前表は固より其重なるものを示すに過ぎず而して今其中特に重要なるものに付說明を施せば外國爲換の原因として常時最も必要に且重大なるものは實に外國貿易なり此外國貿易は主として輸出と輸入との二より成り自國の物產製造品等を外國へ輸出する場合には之に對し其代金を外國に向け要求するの權利あり之に反し他國より物品を輸入せる場合には其代金を支拂ふべき義務を生ず今日世界各地交通の開けたる所として此貿易の行はれざるはあらざるを以て最も廣く外國と貸借の關係を起すものは即ち此外國貿易なりとす次に外國に於ける公債又は會社證券等の賣買も亦重要なり即ち外國にて發行せる公債又は會社銀行等の株券或は社債券を購入せる場合には之に對し金錢支拂の義務を生じ反對に此等利子及配當の受入又は之を賣却せる時には權利を生ず此公債又は會社證券賣買の事たる普通外資流用の結果又は株式取引上より起ると多し後者は例へば某株券の相場が日本に於けるより倫敦に於て高きと有とせば其株券所有者は之を倫敦にて賣るが如し此賣買の最も盛に行はるゝは倫敦及紐育なるべし英國が遍く世界諸國に對し資本國たるは云ふを俟たず其毎歲利息消却として海外諸國より領收し來る金額のみにても實に巨萬の額に達すと云ふ次の一般外國に對する貸借金の關係は言ふ迄もなかるべし

運賃保險料其他諸手數料

在外國に於ける諸費用

第四に運賃保險料其他諸手數料と云ふは彼の英國の如き瑞典の如き多數の船舶を有し盛に海運事業の行はるゝ國に於ては單に自國と他國との間の運輸のみならず外國間の海運に至る迄取扱ふを以て其運賃揚高は其國の大なる財源となるべし又之に伴ふて其保險料も收入すべし又海外に於ける代理店或は取引店に於ける口錢諸手數料其他諸立替金の類も國に依り莫大の收入原因となるものなり彼の英國の如き數多外人の事業を媒介し又は金融及一般商業の中心として全般に商業の活動を幇助せる國民は此財源より結句尠からざる收入を得べし次に必要なるは在外公使館領事館の經費を始め留學者の學費在留者及び旅行者の費用等なり此等は何れも外國へ負債を生ずる原因なれども出稼人等の場合には却て其本國へ送金するもの多きを以て其本國は出稼人在留國へ對し債權を生ず爰に前記旅行者等の費用が如何に大なる影響を國際貸借上に及ぼすやに就き面白き一事實を掲

海外に於ける船舶の費用及造船費

雜種の原因

げんに彼の露國は國內富裕貴紳の海外に寓居若しくは旅行の爲めに消費する所每歲實に數百萬磅に及び其金額は實際外國より商品を露國に輸入すると同一の効果を以て露國貿易に影響すと云ふ又以て其忽にすべからざるを知るに足る第六海外造船費の如きは實に莫大なる國債の原因なり我邦の如き近年軍備擴張の爲め大小軍艦の製造を英米佛等の諸國に注文し又海運事業發達の結果外國航路に使用する巨大の商船を注文せるを以て其造船の費用として海外に支拂ふ金高は實に巨額に達す隨て我邦の外國爲換に非常の關係を及ぼすものとす第七雜種の原因中には金融事情に因りて起る爲換手形の移動投機的爲換手形の賣買爲換の裁定に基く作用其他細微なる諸種の原因を包括す此等の中には重要なるものなきにあらねど今爰に說明するも猶讀者の了解に苦む所あれば後に讓るべし

非常の原因

以上は普通常時に於て生ずべき爲換の起因也然れども非常の場合に際しては此等常時の原因にも増して著大の關係を爲換の上に及ぼす其原因は外債を始め外國出征軍の費用及償金等非常の原因なりとす此中にても外債は往々各國にて起すとあり此外債募集の事は重要なる國家問題にして其利害得失等の論は財政學上に立入れは爰には單に爲換上の事のみを述べんに爲換上外債は先づ負債を爲したる國よりは却て之に應せる債權國の爲換に影響を及ぼす是れ外債を起せる國は早晩之を消却せざるべからざるを以て結局負債國たるには相違なきも外債の金額は募集したる時先づ負債國へ入るべきもの故此時に於て負債國は恰も自國品を輸出せると同樣の効果を感ずるに對し債權國は却て一時負債の位置に立つと雖も結局外債の償還又は利子支拂の場合には負債國は純然負債の位置に立べし次に外征に際し外國出軍の費用は時により隨分巨大の負債額にも達すべし又償金の如きも戰捷國の收得するものゝ如きは莫大のものなれば爲換上に及ぼす影響頗る著し

外國爲換の沿革及現況

外國爲換の沿革及現況

外國爲換の總說を終るに當り爰に外國爲換の沿革及其現況に就き聊か叙述して讀者の參考に供せんとす上古商業の原始時代に在りては其商業は總て所謂物々交換にして貨物と貨物との直接交換なれば其間一の媒介物なし進で貨幣なる便利の一媒介物を用ふるに至り物々交換は一變して貨幣取引となり商業上に一進歩を與へたり然れども貨幣を媒介に立つるも實際之を遣り取りする上より考ふれば國内の小取引には左程不便を感せされど其取引の大なるとき又は國外へ遠く正貨を受授する場合には貨幣も亦餘り便利なるものにあらずそは獨り正貨を遞送する勞費のみならず往古未開の世には海賊諸方に跋扈し隣國互に窺覦し毫も油斷ならざる時なれば正金の輸送は甚だ危險なり故に其不便を補ひ併せて財産保

為換の起源

讃の便法必要となれり是れ即ち爲換の方法の出たる所以なり然らば其起源は何つの頃なりやと云ふに之を古代の歴史に徴し詮索するも果して何つの頃を以て眞の爲換起源の年代となすべきや漠として尋ね難しと雖も古代アゼンス府に於ける一旅商が黒海々濱の一都會に向け一の貸金取立の命令書即ち今日の爲換手形に當るものを發し之を其府の一商に與へたりとのと見ゆ其後羅馬時代に於ては彼の有名なる「シセロ」が之に類似の方法を用ひたりとのとを以ても當時やゝ其利用を知るに至れるを知るべし而して其爲換手形の發明起源に付ても種々説あり或は中古の亞剌比亞人なりと云ひ或は猶太人なるべしと云ふ等諸説紛々孰れを是なりと信じ難しと雖も其稍廣く一般に用ひられ始めしは中世紀の末葉即ち西暦紀元壹千四五百年の頃なるべし夫より漸次其實用の範圍も擴かり其形式及方法等にも改良を加へて遂に今日行はるゝ爲換手形を生ずるに至れるなるべし

爲換手形の發明者

倫敦は萬國の手形交換所

當今に於ては世界各邦の交通日に繁く隨て國際貸借の關係愈密接に且繁多なり是を以て彼我爲換取引の頻繁なる實に驚くべきものあり然り而して此頻繁なる爲換取引の中心となり宛然世界諸邦金融上の牛耳を執るものは外ならず彼の英國にして倫敦は又實に其焦點なり倫敦の爲換取引は單に自國と他國との爲換關係に止まらず全く自國に關係なき他國間直接の取引にして而も其爲換は倫敦を經由するもの尠なからず是れ倫敦が萬國手形交換所の稱ある所以なり之に次で佛國の巴里米國の紐育等世界屈指の商業都府は又一方の小中心となり各邦の手形之に集中す是れ即ち今日萬邦爲換上の大勢なり本邦の如きは輓近外國貿易著大進捗の結果外國爲換も發達したるには相違なきも猶幼稚の境に在るを免れす其實況を見るに本邦の銀行にて普く海外に支店又は代理店を有し廣く外國爲換に與かるものは唯一正金銀行あるのみと云ふべく其他には「チャーターード・バンク」Chartered Bank

我邦の外國爲換

of India Australia and China 香上銀行 Hongkongand Shanghai Banking Corperation 等を始め海外諸邦銀行の支店又は代理店ありて我邦と外邦との爲換を取扱へる現況なり

之を要するに外國爲換は其關係の範圍極めて廣く殊に其外國貿易との關係は唇齒輔車も啻ならざれば貿易に從事するもの〻如きは深く此事に通曉して以て完全なる貿易の利を營まざるべからず然るに我邦貿易に從事する當業者を顧みるに現今猶爲換の事に盲なるもの尠なしとせず是れ遺憾の極なり殊に我邦の如きは從來多年銀貨制の爲め金貨國に對する爲換相場の變動常に甚しく爲めに貿易商をして是れ唯五里霧中に彷徨するが如きの感あらしめたれど今や即ち金制の下に立ち爲換上此不便を免るゝに至れりと雖も猶銀貨國に對する關係あり當事者は常に此關係に傾意注目して考査を務めずんばあるべからず故に將來完全なる外國貿易に從事せんと欲するものは勿論海外に關係ある事業に營らんとする者は必ず銳意之を研究するの必要あり讀者須らく此意を諒し熱心考査の勞に當られんことを是れ特に編者の切望する所なり

次章より外國爲換に用ふる手形及其種類の說明より進で爲換相場に入り章を追ふて叙述すべし

第二章　爲換手形

凡そ爲換の取引に爲換手形の必要なるとは前章に述べたる通りなれば外國爲換にも其必要なるは勿論なり爲換手形 Bill of Exchange or Draft とは既に讀者の知る如く債權を有する者より其負債者へ宛て該手形面の金額を第三者即其請取人へ相當の期日に支拂ふべき旨を要求する證券なれば今橫濱の市村商店が倫敦の仁田商店へ金五千磅の貸しありとせば市村は橫濱に於て他の望みにより仁田商店へ宛て倫敦の

例へば三木商店へ支拂ふべき旨を要求せる五千磅の手形を發行し之を賣りて其手形金額を請取ることを得べし而して其買手は之を倫敦に送れば仁田商店は支拂期日に於て三木商店へ手形金額を支拂ふべし是れ外國爲換に於て爲換手形手續の一班なり斯く外國爲換上爲換手形は僅かに一片の紙葉を以て海外幾萬里なる遠隔の國に於て幾多金額の受拂をも自在ならしむるものなれば其効益實に著大なりと云ふべし次に外國爲換に用ふる爲換手形の雛形を掲げ順を逐ふて之を說明せんと欲す

（次に掲ぐる英和兩文の爲換手形は何れも同一の意義なれば彼我對照して其用語等に注意すべし）

注意　本編に掲ぐる爲換手形其他の雛形は何れも專ら外國爲換に用ふる歐文のものを主とし之を和譯せるを以て例へば爲換手形の如きも其和文のものは我邦にて實際用ふる形式と相違せり又其說明も前者に就て之を施すべければ讀者宜しく之を注意すべし

英文爲換手形

爲換手形

Yokohama, 1st Aug, 1898

No 135.

EXCHANGE for £10,000, —

At sight, pay to Messrs Miki & Co.
or order Ten Thousand Pounds only
Value received, and place the same to my account as advised by.

Ichimura & Co.

To
Messrs Nitta & Co.
London.

同上譯文

手形番號第百三十五號　**爲換手形**

一金壹萬磅也

此爲換手形御一覽の上直ちに御地三木商會又は同商會差圖人へ前記爲換金壹萬磅也御支拂可被成下候

但し右代り金は當方に於て正に領收候間御通知申上候通拙者勘定へ夫々御記入可被下候也

橫濱

千八百九十八年八月一日　市村商會

倫敦

仁田商會御中

手形面記載の要件　右雛形に示す如く爲換手形面に記載すべき要件は先づ其金額を始め手形關係人の場所及氏名、日附支拂期限等とす

手形額面金額

第一手形額面金額は最も重要なるものなれば必ず二個所に記入し一方は數字を以てするも他は必ず文辭を以てす而して右金額は普通支拂はるべき地の通貨なるも時としては振出たる地の通貨なるとあり其差異は後に說明すべし

手形關係人

第二手形關係人とは前例にて横濱の市村及倫敦の仁田、三木商店等は皆手形に關係ある故即ち手形の關係人なり此内横濱の市村を振出人 Drawer と云ふ是れ其手形は市村より倫敦仁田に向け振出せばなり故に倫敦仁田は之に對し名宛人又は支拂人 Drawee となる扱此手形の金額を請取る者は倫敦の三木商店なる故三木を請取人 Payee と云ふ此三者の關係人は爲換手形には必要なる故手形面には必ず之を明記す

自箇請取の手形

前掲雛形に就て此等の關係を明にすべし然れども此等の關係人は必ずしも各別人なるを要せず時としては振出人にして請取人を兼ねたるとあり此場合には爲換手形中受取人の氏名を掲ぐ可き所に拙者又は拙者の指圖人」 Myself or order なる語を以てせば關係人は實際一人を減ず斯かる手形を自箇請取の手形を謂ふ總て關係人は單に氏名のみならず場所を掲ぐると必要なり場所とは即振出國及支拂國の地名を指すものなり

手形の日附

第三日附には振出の日附裏書の日附及引受請取等の日附あり其振出引受の日附は手形の期限に關し必要なり

手形の支拂期限

第四支拂期限の事は特に後に掲ぐ

以上の條件は爲換手形には必要の事項にして之を具備せざるものは手形の効用なく法律上實際上完全なるものとして流通するを得ず此外手形面には前掲雛形にて見る如く「代金領收候に付御通知申上候通

其他の附句

り拙者の勘定へ夫々御記入可被下候」Value received, and place the same to my account as adoised by と記すが如きは敢て必要の條件ならねど又是有るも差支なし通常爲換手形には本文の終りに右に示す如きもの、外單に「代り金領收候に付」Value received と附記するは常なり後に示す荷爲換手形の場合には「本證へ附屬する何々に關係書類の通り代り金領收候に付」Value as per atached document per ..... 云々と附記するとあり又利子附手形の如きは本文の後に利子の割合等を特記するとも

手形の裏書　手形の裏書 Endorsement とは手形面記載の金額に對する權利の移轉せし事を其所持人が手形に明記することを謂ふ故に手形を讓渡したる時裏書せば裏書により手形金額請取の權利は其讓受けたる者に歸し讓受人は其金額を請取ることを得べし而してかく裏書して其權利を讓渡する者を裏書讓渡人又は單に裏書人 Endorser と云ひ讓受けたる者を裏書讓受人 Endorsee と云ふ手形裏書は手形の裏面へ爲すものにて普通其書式は次の如し

Pay to order of Messrs Brown. & Co.

Tokio, 15th December, 1898

K. Kawada.

表面之金額(裏書讓受人氏名)殿又は同人指圖人へ御仕拂可被成下候也

年　月　日

地名　裏書人氏名

右の如く裏書の年月日、場所及裏書讓受人の氏名を記載し裏書人之に署名するは所謂指圖式裏書 Special Endorsement or Endorsement in full と稱するものにて此方法にて裏書せば其讓受人の氏名を特示するを以て更に其讓受人が裏書せんとする時には又已れ署名して再び裏書せざるべからず然るに爰に白地式裏書 General Endorsement or Endorsement in

裏書關係人

指圖式裏書

白地式裏書

爲換手形

blanc なるものあり前掲指圖式裏書の如く裏書讓受人の氏名及其他の文句を記載せす單に裏書讓渡人署名のみなるを以て此式にて裏書讓渡せば其後の所持人は裏書するに及ばず唯其手形を交附するのみにて之を讓渡すことを得べし故に一度白地式にて裏書せば其後は何回轉輾受授するも裏書の必要なく頗る便なるを以て歐米にては普通多く此白地式裏書を用ふ

手形の期限　國際の貸借には其支拂に種々の期限あるべければ隨て之が支拂の用に供する爲換手形には其期限に種々あるべし手形の支拂期限は大別すれば參着拂、定期拂の二種となる參着拂とは手形が振宛地に到着の上請取人か支拂人に手形を呈示したる時直に支拂はるべきものを謂ふ參着拂は一に要求拂 on demand 又は一覽拂 at sight とも稱す是れ參着拂なれば支拂人は要求を受け次第一覽の上直に支拂ふべきもの故畢竟參着拂と同意義なり次に定期拂とは期限の加はるものにて之に日附後定期拂 days after date と一覽後定期拂 days after sight との貳種あり前者は手形振出の日附より幾日又は幾ヶ月後に支拂ふべしと云ふものにて後者は一覽の日より幾日又は幾ヶ月後に支拂ふべしと云ふものなり而してかく手形面記載の期限を經過し了りて支拂を爲すべき日を滿期日 day of maturity or due date と云ふ此滿期日を計算するには日數なる時は其手形の日附若くは一覽日を除き其翌日より起算し支拂の日を算入するを常とす例へば一覽後三十日後拂の手形の一覽日を九月一日とせば是より三十日後は翌十月一日に當る故十月一日は其滿期日にて手形の支拂はるべき日なり然れども此算法たる各邦固より一定せるものにあらずして國により法律又は慣習上異なるなきを得ず而して歐米諸國にては爲換手形其他の手形の支拂期日に數日の猶豫を與ふるを常とす其日數は各國均しからず英國及米國にては三日間の猶豫を與ふるを慣例とす故に前例の滿期日

に尚三日を加ふれば十月四日が其支拂日となる此猶豫日を名けて愛敬日 days of Grace と云ふ然れども我邦にては此愛敬日なるものを認めず故に手形の滿期日は是れ即ち支拂日にて外國より我邦宛の爲換手形は我邦にては滿期日には必ず支拂はるべきものなり次に日數にて計算する時は其手形の日附若しくは一覽日に該當する日を滿期月の支拂日と定むると通例なり例令日附後四ヶ月後拂の手形にて其振出日附を三月十五日とせば此滿期日は四ヶ月後即ち七月の十五日となるが如し但し手形支拂期日が日曜日、祝日若しくは商店の休日等に當れば其翌日に支拂を請求するを一般の慣例とす又愛敬日は參着拂の手形にはなきを常とせり

右の如き手形の期限は日數なれば普通十日、三十日、六十日後拂又月數なれば四ヶ月六ヶ月九ヶ月後拂等を多しとす而して其期限の長短は外國取引先との契約又は慣例にて一定せりかく殆んど一定せる期限

を習慣期と云ふ

手形の引受及支拂　一覽拂の手形は一覽の際直に支拂はるゝものなれども一覽後定期拂の手形に在ては其一覽日を定むる爲め手形の引受を求むることを要す手形の引受 Acceptance とは支拂人が手形面に記載の金額を其期日に相違なく支拂ふ旨を請合ふことなり故に手形の請取人は其手形到着の上直に之を支拂人に呈示して引受を求め置けば其引受の日附より計算し滿期日に手形は支拂はるゝものとす但し引受の必要なるは獨り一覽後定期拂の手形のみに限らず其他の手形にても定期拂のものは凡て請取人に於て引受を要求するを得策とす例令日附後定期拂のものに在ては別に引受を求めて一覽日を定むるの要なきも其手形の引受あるとなきとは手形の信用上大なる相違あれば引受後更に手形を轉覆せしむる場合には必要なり普通手形引受の書式は左の如くにして手形の表面なる本文の上に横に朱書するも

のとす

Accepted, Tokio, 1st march, 1899.

K. Kawada.

頭書の金額支拂の事正に引受申候也

年　月　日

地名　引受人氏名

手形の支拂

手形の支拂 Payment は參着拂手形に在ては手形呈示の上直に支拂はるゝも定期拂のものは手形面記載の期限により滿期日に達したる時支拂はるゝものなり而して手形面金額又は其利息利子附手形の場合には何か支拂はるれば請取人は普通請取の書式の如く手形の裏面へ次の如く認め支拂人に渡す

Received payment.

Tokio, 15th November, 1898

K. Kawada.

請取書式

表書之金額正に領收候也

年　月　日

地名　請取人氏名

此場合に請取人は自ら支拂を受けず普通其取引せる銀行に依托して之を取立てしめ而して請取りたる手形金額は自箇の當坐預金へ廻すものなり凭く銀行をして取立をなさしむるには其手形に裏書するを要す但し此場合の裏書は手形取立の爲めなすものなり

組手形　外國爲換にては手形を振出すに通例壹通を以てせず組手形 set of bills と稱し同文の手形貳通乃至參通を製し之を二回若しくは三回に別けて振出人より受取人へ送達するを常とす是れ遠隔せる兩國間に送達の途次紛失若しくは毀損等の恐れありて先方へ無事到達せず又郵便延着等のことあるを以て之を防ぐ爲め便を代へて送るなりかくせは若し最初の手形途中にて故障あるも次便の手形無事到着すれば其呈示方に差支を生せざればなり但し此貳通乃至三通は孰れ

爲換手形

を用ふるも有効なれど其中一通を支拂へば他は無効となると勿論にして各手形の文面にも其旨を記載せり例へば第壹號手形には其文面に第貳號及第參號支拂はれざる時は」云々とあるが如し(壹號、貳號、參號とは組手形の番號にて何れも同文の手形なり)組手形の例は後に荷爲換手形の雛形に於て示すべし但し荷爲換手形は普通三通の組手形を用ひ送金手形の如きは貳通を用ふ、勿論引受請取の記入は單に其中實際用ひたる壹通のみに止まるものとす

右は一般に外國爲換に用ふる爲換手形に就ての說明なり然れども其手形には實際種々ある故如何なる爲換手形を用ふるや其手形の特別なる點は如何又其手形實際取扱上の手續は如何なるや等は尙一步を進めて說き及ぼさゞるべからずそは次章に於て悉しく說述するを以て讀者之によりて會得すべし又一般に外國爲換手形の事に關し右に洩れたる點例へば手形の引受を拒まれたる場合又は支拂を受くる能はざる場合即ち所謂手形の不渡となりたる時の手續等あれどもそは國々の法律又は慣習により夫々定まるを以て此等を擧ぐるは却て讀者の煩累を招くの恐れあり旦は比較的必要も少なければ爰に之を省く

手形の賣買　外國爲換にては外國に對する金錢上の權利を移動する爲め手形を授受することを名けて手形の賣買と謂ふ而して前章に述べたる如く爲換は銀行が其媒介に立つを以て即ち此手形の賣買は銀行の手を經て行はるゝものにて銀行は恰も商品販賣の仲次商の如く一方より手形を買入れ他方に是を賣却す詳く之を說明せば外國に對し受取るべき金錢上の權利ある者は爲換の方法に基き外國の負債者に向け手形を振出し之を銀行へ賣るなり銀行にては此權利即ち手形を買ひて引換へに代り金として手形の金額を支拂ふべし是れ銀行が手形を買ふ場合なり反對に銀行が手形を賣る場合は如何にと云

ふに外國に對し負債ある者は正貨にて送金する代り爲換の方法に依り夫れ丈の金額を銀行へ支拂ひ銀行より外國宛の權利即ち手形を買ふを以て銀行は即ち手形を賣るなり故に手形は一種の貨物の如くなり商人と銀行との間に賣買せらるゝものなり然れ共普通商人が貨物を賣買すると異るは商人は買ひたる商品を其儘他に轉賣すれども銀行にては買ひたる手形は之を其外國の支拂地の支店又は取引店に送り其地にて手形金額を取立て自箇の勘定として其金額を保存せしめ其代りに此外國に在る金額即ち自己の權利に對し自ら手形を振出して之を賣るなり且つ商人に在りては通例已れが所有せざる商品を賣却すること能はざるも銀行は先づ自己の手形を賣却し置き後に商人より手形を買入れて先きに賣りたるものを所謂埋め合すとを得而して買ひたる手形多ければ手形を賣りて賣り埋めをなし賣りたる手形多ければ買ひて買ひ埋めをなし常に外國に對する爲換の平均を取り

埋め合せ

行くなり尙手形の種類により手形の賣買及び外國に於ける支店又は取引店との關係等は次章に示すべし此手形の賣買と稱するは外國爲換に限るものにて內國爲換にては普通爲換と稱するは銀行より手形を賣る場合を云ひ之を送金と云ふ手形を銀行にて買ふ場合は內國にては稀に逆爲換と稱して行はるゝもの、外一般には割引なる特稱の下に取扱はるゝもの外國間に在ては單に外國爲換なる一稱呼の下に集まれるを以て夙に內國爲換に比し外國爲換は範圍も廣く且取引錯雜せりと云ひしは此事なり然れども外國爲換は殆んど皆銀行の手を經て行はれ又廣く外國爲換を扱ふ銀行は何れも國內屈指の大銀行のみなるを以て其取引の大にして且複雜せる割合には圓滑には行はるゝものとす

手形仲買人　外國爲換手形の取引は實際箇人と銀行との間に行は

爲換手形

るゝ手形の賣買なるとは右にも述ぶる如くなるが其銀行と箇人との間には又手形仲買人 Bill Broker なるものありて其間の周旋をなせり此仲買人は常に諸商家へ出入して爲換相場の氣配を報じ手形の賣買口を求め又銀行に入りては之が注文を聞き而して双方の媒介を謀るものなり仲買人の特に必要なるは銀行へ手形を賣る場合に在りて銀行より買ふ場合には銀行へ代り金を支拂ひ之と引換へに手形を賣るものなれば銀行は別に左程對手を選ばず面識なき客にも之を賣渡せども銀行が手形を買入る場合には其手形の信用如何に就ては銀行は非常に危險を踏まざるを得ず依て銀行は平素取引なき人より手形を買入る如きとは殆んどなしと云ふて可なり通例平素取引する得意先又は此仲買人より買ふを以て銀行との取引少く隨て信用薄き人に取りては仲買人の効益頗る大なり此手形仲買人は口錢を取りて周旋し其口錢は通例手形金額の千分の一乃至千分の一半を出でず其割合は時

により異れり而して又口錢は賣買者双方より收むるとあり又其一方より收むるとありそは地により慣例によりて異れり次に右述ぶる如く手形仲買人は手形賣買の周旋をなすものなれど歐米諸國繁盛の地に於ける仲買人は各國の爲換の景況及相場等に非常に注意して銀行と同じく自ら手形の賣買を爲すものあり然れども我邦の如き未だ外國との爲換取引甚だ盛んならざる地にはかく手廣に取引をなす仲買人あらず從て手形の賣買は皆銀行者の手に依て行はれ仲買人は唯其周旋を爲すもののみに止まれり

第三章　爲換手形の種類及ひ手形取扱手續

外國爲換手形の種類　外國爲換に用ふる手形を種々の點より類別すれば概ね次の如くなるべし

外國爲換手形の種類

- 性質上
  - 賣爲換
    - 送金手形
    - 電信爲換
  - 買爲換
    - 商人手形
    - 荷爲換手形
- 信用上
  - 銀行手形
  - 銀行宛商人手形
  - 商人手形
  - 擔保附手形
  - 融通手形
- 期限上
  - 參着拂手形
  - 定期拂手形
    - 短期手形
    - 長期手形
- 金額上
  - 外國通貨を以て額面金額となす手形
  - 自國通貨を以て額面金額となす手形
- 利子附手形

第一性質上の種類　爲換には前章にも述べたる如く銀行にて手形を賣るの場合と手形を買ふの場合とありて前者を賣爲換と云ひ後者を買爲換と云ふ

賣爲換は銀行より手形を賣る場合にて換言せば外國に對する負債主が己れの負債を消却する爲め送金の必要ある時に銀行へ夫れ丈けの代り金を支拂ひ引換へに其銀行より外國へ宛てたる金錢上の權利即ち手形を買ひ之を先方の債主へ送附する場合に起る而して外國へ爲換によりて送金するには二法あり普通行はるゝは送金爲換にして其速達を要する場合には特に電信爲換と稱する方法あり次に送金爲換より說かん

送金爲換　送金爲換とは外國へ送金の必要ある時普通行はるゝ爲換の取引にして即ち其方法は送金の必要ある者銀行より銀行振出の爲換手形を買ひ之を先方へ送るに在りされば先方にては其銀行の支店又は取引店に就て其金額を請取ることを得べし而して此場合に銀行

より振出す爲換手形を特に名けて送金手形 Bank Draft と云ふ其雛形左の如し

送金手形

No.14

Commercial Bank, L'd.

$ 5,000 Tokio, 1st August, 1898

On Demand Pay this First of Exchange (Second of same tenor and date not paid) to the order of Messrs K. Yamamoto & Co, New York, the sum of Five Thousand dollars gold only, Value received.

To Commercial Bank, L'd.,
New York.

For Commercial Bank L'd. Tokio,
K. Kawada,
Manager.

同上譯文

手形番號
第十四號

商業銀行送金手形

一米貨金五千弗也

右金額領收致候に付此壹號手形（但同樣の形式及日附を有する第貳號手形支拂はれざるとき）御一覽次第山本商會又は同商會指圖人へ御支拂可被成下候也

千九百九十八年八月一日

東京 商業銀行
支配人 河田龜松

紐育
商業銀行御中

送金手形は前にも述べし如く普通二通の組手形を用ふ右の雛形は便宜上其中第一號手形のみを示すものなり此送金手形は銀行が發するものなれば振出人は無論銀行にして又其名宛人も其振出したる銀行の支店或は取引店なり雛形に就き宜しく參照すべし

扱外國と取引ある銀行には必ず右の如き送金手形を備附ありて爲換依頼人よりの依頼に應じ之に其金額受取人の氏名及日附等を夫々適宜の場所へ記入し銀行の頭取又は支配人之に署名し組手形の儘二通共取揃へて之を賣渡すものとすかく手形を銀行より買ひたる上は送金依頼者は直に之を外國の請取主へ郵送し又請取主は振宛先の銀行より手形金額を請取るべし次に銀行の側より云へば銀行はかく送金手形を振出たる上は其支拂地の銀行支店又は取引店へ向け爲換通知書俗に爲換案内と稱するものを送り先方に其旨を通ずれば先方にては此通知書に照し呈示せられし手形を引受若しくは支拂ふべし故に

此通知書なきときは振宛られたる銀行が支拂を爲すに不安全なる故通例此案内を用ふるを常とす

電信爲換　普通の送金爲換に依るときは手形の郵送に時日を要するを以て縱令參着拂の手形にても猶手形を外國の支拂地へ送致する日數丈けは遲るゝものなり例へば横濱にて振出せる倫敦宛の手形の如きは其手形が支拂地へ達する迄には少くも三四十日を要するを以て其日數丈けは縱令參着拂の手形にても振出の日附より支拂の日は遲るゝを免れず然るに爰に電信爲換 Telegraphic Transfer or Cable Transfer なる一法ありて之に依れば此日數をも省き爲換を取組みたる即日にても先方にて支拂を受くることを得べし但し此場合には手形を發行するも之を送達するの猶豫なき故用を爲さゞれば單に若干の金額を何某へ支拂ふべき旨を電信にて先方の銀行へ報じ支拂地の銀行にては之に據りて受取人へ支拂ふもの故其性質危險は即ち危險なれども便

利なることは頗る大なり今電信爲換を取組む手續を示さんに先づ依頼人は電信爲換申込書を以て普通送金爲換の如く依頼せば銀行は之に對し此場合には手形を振出さず單に其代金の領收證のみを交附し直に外國支拂地の支店又は取引店 Correspondent へ向け暗號にて其地何某へ金額何程を支拂ふべしとの旨を電報せば之を受けたる銀行にては之に據り受取人に支拂ふものとす故に其電信たる極めて秘密に且正確なるを要する故銀行には各特別なる暗號を設け以て金額其他の誤謬を防ぎ又依頼者に在りては送金を依頼すると同時に又自身よりも先方の受取人へ向け電報するを要し受取人之に據りて取附に行けば先方の銀行は其電報と自行の受取りたるものとを突合せて支拂をなすものなれども其金額の小なる場合には送金者特に銀行に依頼し自身先方へ電報することを省略し先方の銀行にて暗號電報の到達と共に直に其受取人へ案内して爲換の金額を受取らしむる場合なきにしも

買爲換

あらず此電信爲換は性質上極めて危險なるものなれば其爲換申込書には電信延着電文誤譯又は脫漏等に關して依賴者其危險を負擔する旨を明記するを常とす（電信爲換手形の種類の中に掲ぐるは稀なるも順序上差挿む）

以上の場合は共に銀行より金錢上の權利を賣渡すものなれども次に擧ぐるは所謂買爲換にて外國宛に振出せる手形を銀行が買ふ場合なり而して此種の爲換は前者に比し其手續稍面倒なるものあり

商業手形　商業手形 Commercial Bill とは即ち銀行にあらざる所謂箇人が振出す手形ゆゑ前項に述べたる銀行の送金手形に對し一に之を箇人手形とも謂ふ而して外國に對し債權ある者が其負債主に宛てたる手形を振出し之を銀行に賣れば引換へに其額面金額を請取ると共に其手形を外國よりの送金を待つに比すれば其利便決して同日の論にあらず然れども之を銀行より見れば頗る危險の大なるものなれば之を買入るゝには極めて確實を旨とし手形仲買人を經るか又は平

箇人手形の信用狀

素の得意先に限り直接に受くるも尙之にも制限を立て銀行は同一の者より多額の買入をなさゞる樣注意するとあり是れ畢竟其手形が商人手形なるが故に其信用上懸念あるによる斯の如くなれば手形の振出人及び支拂人が大に信用ある者ならざる限りは普通銀行は容易に其依賴に應せず是に於て乎所謂信用狀なるものゝ必要を生ず信用狀とは其名の示す如く信用を保證する紹介狀にて銀行より發行するものなれば負債主より之を送り之に據て債主が手形を振出せば箇人手形も茲に銀行保證附の手形となり大に信用を增し融通の便を開くべし此信用狀のとは次の荷爲換手形の項にて悉しく說明すべし

爲換手形の種類及び手形取扱手續

扱銀行にては右の如き手形を買入るれば代金取立の爲め直に之に裏書して支拂地の銀行へ取立手形送達書なる手形の目錄を添へて送れは支拂地の銀行支店若しくは取引店にては其地の支拂人に請求して之を取立て其金額は爲替資金の中へ組入るべし

荷爲換手形　海外よりの注文に應じ荷物を輸出する場合には輸

出商人が其荷物代金を受取る方法は先方よりの送金を待つか或は前項の如き商業手形を振出して銀行に賣るか兩者の內其一を擇ばざるべからず然れども此等の場合には輸出貨物は直接に荷主より注文主に送附するものにして銀行は更に貨物に關係することなし然れども荷爲替の方法によれば送附すべき貨物を担保として商人は手形を振出し之に對し銀行より其代金を受取るものにして內國に於ても盛に行はるゝものなり斯く荷爲替には貨物を担保とするも猶其輸入地の支拂人に信用なければ銀行は之れを取組む事を欲せざるべし故に前項述べたる如き信用狀は此場合にも必要あり即ち輸入地の支拂人より此信用狀を振出人に送り越せば輸出商人は之れによりて荷爲換手形を振出し荷爲換を取組むなり斯く信用狀なるものは信用薄き商人に取り手形を振出すに利便なるのみならず又輸入商に取り甚だ必要

なる場合あり例へば或物品を臨時に外國商館へ注文するに當り非常に信用厚き商人ならは兎も角否らざれば代金跡拂にて貨物を送り呉るゝもの少く又已れに對し荷爲換を取組ましめんとするも輸出地の銀行は容易に之れを承諾せざるべし此場合に注文主は其國の自家取引先の銀行へ申込み信用狀を得之れを注文書と共に荷主へ送附せば荷主も安心して注文品を送り且之れに據りて荷爲換を取組むべし偖荷爲換とは右の如く貨物を擔保とする爲換なるを以て之れに用ふる手形を英米にては擔保附手形と云ふ蓋し荷爲換手形なる名稱は吾國にて斯く呼び來りたるものならん而して荷爲換にて荷物を擔保とするとは如何なる意なりやと云ふに支拂人が手形の引受又は支拂をなさゞる場合には其受取人即銀行は擔保貨物を賣却して之れを辨濟せしむべしと云ふに在り然れども其貨物は輸入地へ運送せらるべきものなれば銀行か該貨物を擔保として自身保管するものにあらず故に擔

保の實權を示すべき證據なかるべからず依て運送會社より受けたる貨物の船積證書と保險證書に裏書せるもの及荷物送り狀を添へ銀行へ渡すなり是れ此等の證書は直接に貨物を代表すればなり例へば輸入地へ荷物到着するも船積證書なければ其荷物を運搬者より受取る事を得ざれば此證書を渡すは荷物を渡すに同じきなり

倚荷爲換に用ふる手形は普通の手形と大差なければ單に英文手形を以て之を示す但し文面中 Value as per attached documents per s/s "Ancona" とあるは「右代り金は汽船「アンコナ」號積附屬證書類の通に候」と譯すべきものなり

荷爲換手形雛形

EXCHANGE, for £2,500 % Tokyo, 1st August, 1898.

At sixty days sight pay this First of Fxchange (Second and Third not paid) to the order of the Yokohama Specie Bank L'd, the sum of Two Thousand Five Hundred pounds stg only, value as per attached documents per s/s "Ancona."

To Messrs Scott & Henderson & Co.
London

K, Kawada & Co.

EXCHANGE, for £2,500, % Tokyo 1st August 1898.

At sixty days sight pay this Second of Exchange (First and Third not paid) to the order of the Yokohama Specie Bank L'd the sum of Two Thousand Five Hundred pounds stg only, value as per attached documents per s/s "Ancona."

To Messrs Scott & Henderson & Co.
London

K, Kawada & Co.

EXCHANGE, for £2,500 % Tokyo 1st August, 1898.

At sixty days sight pay this Third of Exchange (First & Second not paid) to the order of the Yokohama Specie Bank, L'd, the sum of Two Thousand Five Hundred pounds stg only, value as per attached documents per s/s "Ancona."

To Messrs Scott & Heuderson & Co.
London.

K. Kawada & Co.

右は普通の荷爲換手形なれども信用狀によりて振出したるものは其文言に信用狀に據りて發行せる旨を追記すると次の如し

Value as per attached documents per s/s "Teheran" under your £/o No. 253, dated London 1st April, 1899.

此爲換手形は貴行の倫敦千八百九十九年四月一日附第二百五十三號信用狀に據て發行致候ものにて汽船「テヘラン」號附屬書類の通代金に有之候

荷爲換取組の手續

是れより荷爲換を取組む手續を略述すれば先づ信用狀なくして荷爲換を取組まんには貨物の種類、送り先、支拂期限等の要件を銀行へ申込み相談纏まりたる上は爲換手形に前記貨物の船積證書、送り狀及保險狀(二通又は三通宛)に荷爲換手形副狀を添へ之を銀行へ渡し夫と引換へに手形金額を受取るなり此荷爲換手形副狀 Letter of Hypothecation と は信用狀なき場合に手形振出人が爲換手形と共に銀行へ差入るゝ荷

荷爲換手形副狀

物擔保の證明書にして其荷爲換により銀行へ損失を釀生するが如きことあれば振出人は飽迄其責に任ずる旨を契約し充分擔保の意を明かにする證書なれば若し該荷爲換手形にして不渡となりたる時は銀行は振出人より差入れ置きたる副狀により其貨物を賣却して爲換金を償ひ尙不足を生じたる時は該振出人より不足額を辨償せしむべし其雛形次の如し

荷爲換手形副狀雛形

Letter of Hypochcatiou.

.....18.....

To.....

.....

Deaa Sir.

You have herewith for negotiation.....Bill of Exchange of this date on.....of..... at.....for.....accompanied by the Invoice and Bill of Lading of.....shipped per s/s ....to.....deliverable by endorsement to your order, together with Policy of Insurance effected on the same with.....for.....

In the event of the said Bill of Exchange being dishonoured either by non-acceptance or non payment,.....hereby authorize you, or your assignees, to dispose of the said goods in..... at your discretion by public sale or otherwise on....account and risk, subject to the usual commission and other charges, and free from all responsibility whatsoever in respect of such sale; and.....herey further agree to hold..... liable to you, or your assignees, for any deficiency on such sale with re-exchange, any surplus thereon being remitted to ..... at the current rate of exchange. Should any claim arise on the said insurance,..... hereby authorize you, or your assignees, to recover the amount under the policy above mentioned, and which..... hereby agree to assign to you for that purpose, any surplus in excess of such claim belonging to..... the Bills of lading are not to be given up untill payment of the Bill of Exchange.

Yours faithfully

.....

荷爲換手形副狀譯文

荷爲換手形副狀

一（荷物品名數量）

何地向何丸にて積送品

右は拙者より（何地何某）へ宛て金（何圓）に對し（一覽後何ヶ月拂）にて本日附振出したる荷爲換手形支拂の擔保として差入候に付ては其送狀幷に貴行指圖渡として裏書せる船荷證書及び金（何圓）に對し（何會社）にて附けたる保險狀と共に茲に該荷爲換手形差出申候就ては右手形振宛人に於て手形の引受若くは支拂を拒みたる時は貴行又は貴行代理人は前書の貨物を適宜（何地）に於て御賣却の上爲換金額運賃諸掛手數料等御引去可相成尚夫にても不足相立候節は早速（拙者）より辨償可致若し又過剩を生じ候はゝ御返送相成度候

又右貨物遭難に係り候はゝ前保險狀に依り保險會社へ貴行又は貴行代理人より辨償の儀御請求可被下之に依て生じたる剩餘は（拙者）分として御返送相成度又船荷證書は該手形支拂有之迄は御引渡被下間敷候依而右貨物爲換擔保の證として荷爲換手形副狀如件

何年何月何日

何地

何銀行御中

何地

手形振出人 何 某

又信用狀によりて取組む場合には都て其條件に從ひて手形を振出し尙前記の諸證書に信用狀を添へ銀行へ渡し手形の割引代金を受取るなり此場合に他の書類は其儘銀行へ渡すも信用狀のみは左の如く裏書したる上銀行より返附を受くべし

The within letter of credit No. 1000 dated London 1st Oct, 1898, issued by General Bank on account of Messrs. merriam & Co. of New York, in favour of Messrs K. Kawada & Co. of Tokio, has been drawn against this day by the latter through the undersigned Bank to the extent of one Thousand Five Hundred Pounds, by documentary draft dated this day.

Yokohama, 10th January, 1899.

Yokohama Specie Bank Ltd.

per.....

Manager.

£ 1500.0.0 Stg.

一金壹千五百磅也

右は表記ゼヂデル銀行より紐育メリアム商會の爲め東京河田商會に對し千八百九十八年十月一日附發行の第千號信用狀に據り本日前記河田商會より當行宛本日附荷爲換手形額面金壹千五百磅也振出相成候也

千八百九十九年一月十日

横濱正金銀行支配人

署名

右の如く荷爲換を取組めば其取組みたる銀行にては前記の諸證書を一切取纏め(海上保險狀は實際送附せずして之れを銀行に留め置き其代りに該貨物が海上保險附なるを先方の銀行へ知らしむる爲め保險附、貨物通知書 Insurance memo を送ることあり)支拂地の同銀行支店又は取引店へ廻送せば其地の銀行は直ちに此手形を振宛人即物品の買主に呈示して引受を求むべし而して期日に至り荷受主手形面金額を支拂ふ時は銀行は先きに抵當として送附し來りたる手形の附屬證書類

一切を引渡すが故に荷受主は之れによりて運送會社より荷物を受取ることを得べし

然るに一覽後定期拂の手形に在ては支拂期日遲くるゝを以て荷受主は其荷物賣捌上の都合によりて例へば荷受主が其荷物を他へ賣買の契約をなすには荷物の見本によりて既に濟まし其荷物の到達を待ちて引渡をなさんとする時の如きは手形の支拂期日以前に銀行と示談の上若干の擔保物件を差入るゝか又は次の如き抵當品引取保證狀(Letter of Indemnity)を差入れ證書類を引取り之れに依て荷物を受取り賣却の上其代金を以て手形金を支拂ふなり

凡て荷爲換を取組む出荷主は大抵銀行と契約を結び置くを常とす又荷爲換の金額は其荷物の全價に對して取組むもの所謂全價爲換も或特別の場合にはあるべしと雖も多くは送り狀面記載の金額の七八割に對し手形を振出すものと知るべし

英文抵當品引取保證狀

Bill No.....

.....18.....

To the MANAGER

.....Bank.

Sir

In consideration of your having this day handed over to $\frac{\text{me}}{\text{us}}$ Shipping Documents for—

MARK & Nos.	DESCRIPTION OF GOODS.	VESSEL.
.....	.....	.....
.....	.....	.....

hypothecated to the Bank as collateral Security for due payment of a draft for .....drawn upon $\frac{\text{me}}{\text{us}}$ by..... of.....due on.....and accepted by.....; $\frac{\text{I}}{\text{we}}$ hereby engage to land, store and hold the said goods on behalf of the.....Bank as a guarantee for the due payment of.....acceptance as above, and in the event of the said good or any portion thereof being sold and cleared before the maturity of.....said acceptance..... pledge.....to pay unto the Bank the proceeds of such sales on delivery of the goods.

$\frac{\text{I}}{\text{we}}$ also undertake to keep the goods referred to fully insured against fire, as against marine risks, and to hand over to you the amount of any claims on the underwriters; the policies of insurance being in the meantime held by the Bank.

I am / we are Sir

Yours faithfully

K. Suzuki & Co.

抵當品引取保證狀譯文

第　號　抵當品引取保證狀

一荷印、番號
一品名及數量
一搭載船名

右は拙者當社向け（何地何某）より振出候荷爲換手形額面金（何圓）に對し來る（何月何日）の手形滿期日に於て拙者當社より該爲換金額を支拂可致保證として貴行へ其船荷證書を抵當に差入有之候處今般該貨物當地へ着候に付爲換金額支拂前拙者當社に於て荷物陸揚保管の儀願出候處御承諾相成右船荷證書御引渡被下候に付ては拙者當社に於て貴行の爲め右陸揚の上は荷爲換金額支拂迄堅く保管可致若し手形滿期日前に該荷物の全部若しくは一部にても賣却致候節は荷物引渡の即時必ず其賣上代金を貴行へ御渡可申候又該荷物陸揚後は拙者當社に於て充分なる火災保險を附し萬一燒失損害等有之候節は請求通りの保險金貴行へ御預け申置可申尚其火災保險狀も此間貴行へ御差入候也
右抵當品引取保證のため一證如件

何年何月何日

依賴人
何　某

銀行御中

信用狀　信用狀（Letter of Credit）とは一種の保證狀にして其名の示すが如く一の書狀にて宛も紹介狀が人を紹介するか如く金圓に對する紹介狀に外ならざれば素とは之れを紹介信用狀と稱し其所持人を紹介すると共に金員融通の便利を與へしものとす之は其用途により種類甚だ多し今其重なる場合を擧げんに次の如し

第一海外旅行者が旅費或は仕入金等を到る處旅行先にて要する場合に諸國にて其信用狀を發行せる銀行に關係ある銀行に對し手形を振出し之れを以て融通をなし得る信用狀あり此種信用狀の宛先地は一ケ所に限らず數ケ所に宛てたるものなり又其宛先地は普通之れを發行せし銀行の支店又は取引店ある地に限れども其設けなき地にも使用することあり例へば日本より直接に爲換取引なき地に向て手形を振出さんとするに於ては此信用狀は直接に效用なきも間接に之れを利用することを得即振出地に於て倫敦の關係銀行へ宛て手形を發行

せば之れを融通することを得べし是れ倫敦は世界各邦と悉く爲換上關係を有し取立支拂の便遙かに他國に比し都合よければなり此種の信用狀の內特に巡回信用狀(Circular Letter of Credit)と云ふものあり

巡回信用狀とは一通の信用狀を以て各國の銀行に對し手形を振出す事を得るものにて前記信用狀の如く單に信用狀を發行せる銀行の在外支店又は取引店に限り直接に振出すことを得るものに比し其便利甚だ多しとなす其体裁は普通の信用狀文言並に關係人氏名の外其信用狀によりて手形を取組み得べき世界諸國の銀行を列擧せり其數多きは數千行に達することあり以て其便利著しきを知るに足るべし而して此種の信用狀を發行し得る銀行は世界の金融中心とも稱すべき倫敦に於て本店又は支店を有せざるべからず何となれば此信用狀により各國にて振出す手形は皆倫敦宛の爲換手形となし倫敦の銀行にて支拂又は引受をなすによればなり例令ば此信用狀を發行する銀

行が獨國伯林にて其所有者が日本に來り手形を振出さんとする時は先づ其信用狀面に記載せらるゝ日本の銀行に來り發行せる爲換手形の割引を請求する時は其手形面金額若干圓に相當する倫敦宛參着手形を發行し依賴人の捺印を求め其申込金額を支拂ふものなり斯く銀行が金圓を支拂ひたると同時に自行の發行せる倫敦參着手形を倫敦へ送り一方には其信用狀に何時何地何銀行が若干金を支拂ひたる旨を附記す

斯く此種の信用狀が所有者に取り便利多きたけ發行銀行の責任重きを以て依賴人の請求に應ずるには現金引換に賣渡すか又は割增の擔保物件を徵收するか或は依賴人の取引銀行の紹介なければ銀行は容易に應せざるべし而して其信用狀面記載の金額を悉皆支拂ひ終りたる時は之れを發行銀行に送還の上手數料及手形振出の合計に對し約定の利子を支拂ふものとす

又此巡回信用狀の代用として外國の支店又は取引店に於て支拂はるべき小切手を振出す銀行あり

第二は物品の注文主より荷主へ代金を支拂ふに當り自分より直接に送金せずして銀行へ代理支拂方を委托する場合に用ふるものにして物品の代價判然せず又荷主をして手形を振出さしむるも好ましからざる等の場合に便利なり此信用狀によれば荷主は貨物代金の受取書を銀行に交附して支拂を受け該金を支拂ひたる銀行は更に此受取證を證據として本邦の依賴人即注文主に宛て手形を振出すなり尤此信用狀によるものは荷物の船積證書を添附するの約束なきを以て荷爲換に用ふる信用狀とは異なれり

第三前項荷爲換の章に於て述べたる如く平素取引の關係深からざる外國商店へ貨物を注文するに當り豫め其代金を概算して送金せんとするも事甚だ面倒なりさりとて外國商人が品物を送り出して荷爲換を取組まんとするも振出人の信用覺束なしと云ふ場合には注文主は自國の銀行に仕て此信用狀を得て之れを外國の商店へ送るなり此場合に於ても貨主は別段を手形を振出さずして受取證に對して支拂を受け銀行より更に其支拂金額に對し手形を振出す前種に同じものゆゑ然れども之れと異る點は第三種に在ては荷爲換なること即貨物の擔保ある事なり而して本項の場合に於ける信用狀を荷爲換信用狀と名づく

以上各種の信用狀は都て之を爲換信用狀と稱し其中各種互に用途を異にするに隨ひ多少文言規定に相違ありと雖も爰には最必要なる荷爲換信用狀の一例を示さん

荷爲換信用狀雛形

General Bank, Limited.

Letter of Credit No.....

Yokohama.....

We hereby authorize.....to value on us at ..... for account of .....for any sum not exceeding .....against shipment of.....to..... to the extent of bona fide invoice cost, insurance covered by.....Bill of Lading of such shipments to be filled up to .....and Invoice and Bill of Lading to be sent in dupricate to ourselves only.

All drafts against this credit to be drawn and negociated before the..... and to contain the clause "Againstx our letter of credit No .....dated .... " and the advice thereof in dupricate by Bill of Lading with abstract of Invoice which, if attached to the drafts, are to be delivered up to us against our acceptance.

And we hereby agree with the drawers, endorsers, and bona fide holders of Bills drawn in Compliance with the terms of this Credit that the same shall be accepted on presentation and paid at maturity.

.....

.....

荷爲換信用狀譯文

第何號　荷爲換信用狀

今般(何地何某殿)の申込に依り其勘定として何地より何地へ積送貨物の送狀面正當の金額に對し金(何磅)を超へざる限りは(一覽後何ヶ月拂)手形を(何地何某(荷主)殿)より當行へ宛て振出相成候共不苦但し該荷物の保險は當行の豫定保險と致可候而して右に據り荷爲換取組の節は其積送荷物の船荷證書は(當行)渡とし送狀其他必要なる證書と共に委く副狀を添へ當行へのみ御送り相成度候

都て此信用狀に據り發行すべき爲換手形は何年何月何日迄に當行宛振出したるものを有效と可致又此等の手形面には必ず何年何月何日發行の當行信用狀第何號に據り振出したる旨御記載可相成且又手形振出の通知には船積證書の正副二通及送狀の拔書をも添附して手形引受の爲め呈示の節は共に御引渡相成度候

當行は都て此信用狀の規定に基き發行せられたる爲換手形の振出人、裏書人及正當所持人に對し其手形の呈示ある時は速時に當行にて引受くべく又期限に至れば支拂可申事玆に約定致候也

何年何月何日

何地

何銀行支配人

署名

爲換手形の種類及び手形取扱手續

特別信用狀雛形

Yokohama Specie Bank L'd.

Yokohama .....18....

Special Credit No.....

The Manager

.....

.....

I will thank you to ..... the drafts @ .....of..... of.... upon.....of..... to the extent of not exceeding.....

.....

.....

provided such drafts are presented to you prior to the .....and that they specify that they are drawn under special Credit of the Yokohama Specie Bant L'd, Yokohama.

No.....dated.....18.

I am

.....

Yours faithfully.

.....

Manager.

荷爲換信用狀には二種ありて一を普通信用狀と云ふ他を特別信用狀と云ふ普通信用狀とは特に宛先を定めずして出貨主の場所に於ける銀行にて荷爲換を取組むことを得べきものにて即ち前揭雛形の如しと雖も特別信用狀 Special Credit とは特に定りたる銀行へ宛たるものを云ふ之は少しく前揭信用狀と趣を異にせるを以て殊に其雛形を示べし

特別信用狀譯文

第何號　何銀行特別信用狀

（何地何某）より（何地何某）へ宛て（一覽後何ヶ月拂）にて振出せる爲換手形と引換へに御地に於て額面金額金（何磅）を超へざる限り御拂渡相成度候但し該手形は來る（何年何月何日）以前に貴方へ差出され當銀行（何年何月何日）附特別信用狀第何號に依り振出されたるものに限り御拂渡相成度候也

何年何月何日

何地　何銀行支配人

何地　署名

御中

爲換手形の種類及び手形取扱手續

凡そ信用狀は之を發行せる銀行自ら支拂人若しくは保證人の責任を負ふを以て之に據て振出せる手形は信用厚きは云ふ迄もなし依て爲換相場表に於ても特に信用 Credit と區別し信用狀なくして振出されたるものより割合よく賣買せらるゝ位なるが故之れが發行を依頼するに當り現金を拂渡して之れを受くることあり又充分なる擔保を徵

信用狀の性質

せらるゝことあり、又單に信用のみにより之れを受くるにも銀行との間に相當の契約を取結び置くことと勿論なり斯く信用狀の發行は容易に何人にも許さゞるが故海外と取引ある銀行と直接に關係なき商人等は先づ自家の取引せる銀行に依頼して其保證を得間接に該銀行の信用狀を受取るなり

元來信用狀の性質は前述の如く手形にあらず唯若干の金額を限りて第三者に拂渡すべき事を依頼する書面なるが故に手形の如く名宛人の引受を要せず又不渡の場合にも手形の如く拒證書作成の必要なきは勿論なり斯く信用狀なるものは手形と異なるにより所持人は隨意に之れを他人に轉附すること能はずとす

信用上の手形の種類　爲換手形は固と信用を代表せる書附なれば其手形の信用の厚薄を區分するは極めて必要のことなり今信用の程度に準じ種類別をなせば左の如し

銀行手形

第一銀行手形　銀行手形とは内地の銀行が外國の銀行へ宛て振出したる手形にして振出人共に資產確實なる銀行なるを以て其手形に對する信用最も篤きものなり例へば銀行送金手形の如きは之れに屬す從つて他の手形に比し其相場最も高しとなす

銀行宛手形

第二銀行宛手形　内國の商人が外國の銀行へ宛て、手形を振出したるものにして信用狀によりて發行せる外國銀行宛の手形の如し其他假令ば外國より來れる商人が其本國の銀行に預金あるか又は特別の約束あるにより之れに對して振出したるものゝ如し此場合は支拂人銀行なるを以て前者に比し信用の度薄からざれども唯振出人に相違ある故第二位に置く

商人手形

第三個人手形　商人が商人へ宛て、振出したるもの即振出人支拂人共に商人なり總て手形の信用は確實なる商人と雖も銀行に比し其信用劣るが常なり現に爲換相場表に於ても銀行(Bank)と個人(Private)

と區別して相場に差異あるにて知らるべし然れども個人なりとて必ずしも銀行より信用薄きものとは限らず又銀行なりとて信用薄きものもあれども先づ海外と廣く取引する如き銀行は概して信用厚く之に反し個人には信用甚だ厚きもあれども其信用の厚薄に至ては區々にして一概に定むるを得ず然れども之れを平均せば銀行より程度低しと云はざるべからず

担保附手形

第四担保附手形　是れは重に荷爲換手形にして信用狀に依らずして單に貨物の擔保に依りて振出したる手形にして信用上前者の下にあり何となれば擔保品あるが爲僅かに信用を生じたるものなり即ち手形の信用は兎に角擔保品を目的とする故一朝不渡となりたる時は之れを賣りて辨償せざるを得ず然れども擔保品の市價低落の場合には受取人は爲めに損失をするが故に其信用は極めて薄弱なりとす以上四種の手形は右の如き順序に置きたれども必ずしも信用の程度此順序とは限らず商人手形にても資産確實なる屈指の商人が振出人及支拂人となりたる時は小銀行の手形よりも信用ある事勿論なり

融通手形

銀行の用ふる一種の融通手形

第五融通手形　此手形は眞の爲換手形にあらず商業の取引又は貸借の關係なき時に只一時の現金の融通を附けん爲めに一の手形を製し之れを銀行に賣りて一時金錢を得るを目的となす從て其性質惡しきものあるを免れず此故に信用上取るに足らざるものにして銀行特に此種の手形を賣買するを避けざるべからずこれは多く內國の割引手形などにあれども亦外國爲換にもなしとせず

然るに爰に一種の融通手形爲換の釣合を取らんが爲め銀行が發行する手形あり是れ一種の銀行手形には相違なきも實際の賣買貸借なきを以て性質上好もしからざる手形なり而して爲換の平均を得る爲めとは例へば一國の重要輸出品が農產物なる時は其輸出時期即ち實際爲換を振出し得るの時期は大抵一定し居るものなり之れと反

對に其國の重なる輸入品が製造品にして自國の農產を輸出せざる前既に輸入したりとせば製造品の輸入主は外國に對し支拂をなさんが爲め爲換手形の賣主を探すも自國の商人は未だ農產物を輸出せざるを以て爲換手形を振出し得るの權利なし依て若し銀行が融通手形を發行し呉れざる時は輸入者は外國に向け正金を輸送せざるべからず從て其費用危險の負擔甚だ多し然るに若し此場合銀行が假に白地式の期限手形を發行して輸入者に渡し更に外國の銀行をして之れが支拂引受をなさしむるを得ば甚だ便利なり此場合に融通手形を發行せる內國の銀行は外國銀行に對して負債なるも早晩內國の農產物續々輸出せられ爲換手形を發行するもの益增加するに及び之れを買取りて先方へ送り以て負債を償却することを得るなり即此融通手形によりて兩國の爲換不平均を治することを得るのみならず其相場が季節により非常に高低すべきをも抑制するを得べし而して此種の手形

は矢張銀行手形なるを以て信用の點に於ては左程に劣等なるものならざるは勿論利益も尠からず箇人の振出す所謂眞の融通手形とは大に趣を異にす

期限上手形の種類

手形の期限に付ては前章大略說明せるが如しと雖も其期限に依りて以て手形の性質種類に差を生ずることを述ぶべし而して凡ての手形を大別せば參着拂手形と定期拂手形の二種に區別すべく參着拂は單に要求拂のみなるが故別段區別するを得ざれども定期拂には英佛等の諸國に在ては尙之れを短期手形と長期手形の二種に區別することあり短期手形は十日以內のもの多く之れより以上は皆長期手形と稱すれども大抵三ヶ月のものを以て最長期とす倫敦に於ける銀行の割引するは重もに長期手形なりと云ふ然れども此區別は本邦に於ては必要ならず普通爲換相場表に示すは參着拂十日拂三十日拂六十日拂四ヶ月拂等の數種を重とし尙其他の期限に

關るものあれども實際は尠し

又電信爲換も長期短期に對する一種別とも云ひ得べし電信爲換は名の如く電信の方法によりて送金するものにして速達の必要ある時常に此方法によるなり

手形面金額上の手形種類

即外國の貨幣にて振出すを常とすれども稀には振出地の通貨即手形發行地の貨幣を以てすることあり然れども此場合に外國にては吾邦の通貨なきを以て實際支拂をなす時は其當時の爲換相場を以て其國の貨幣に換算せざるべからず而して何故に斯く自國貨幣の儘手形を振出すやと云ふに第一自國の代金を外國貨幣に換算するの勞を省くにあれども元來爲換相場の昇降により直接に損益を蒙るものは多く物品の注文主即手形の支拂人なり然るに外國にて爲換を取組む人は爲換相場の變動によりて損益を感すると薄きが故注文主即支拂人に取り不利益なる場合にも一向注意せずして爲換の取組をなすことあり從て支拂人は惡しき時取組まれたるが故餘分に支拂はざるを得ざる如きこと出來する故荷主をして其國の貨幣にて額面を記せしむるなりさすれば支拂人は滿期日前に爲換相場の都合善き時を見計ひて支拂ふの利益あり故に此方法は相場の變動甚だしき國の間に於て盛んに行はる

利子附手形

又斯く外國の貨幣にて振出せる手形を支拂ふ地にて換算するは前の如く其時の相場によること普通なれども又第一裏書讓受人の定めたる相場にて換算することもあり

利子附手形　利子附手形とは右の如く支拂地の貨幣を額面とせる手形にして其支拂をなさんとする時は該手形面の金額に對し相當の利子を附して之れを其時の相場にて支拂ふものとす其雛形左の如し

利付手形

EXCHANGE for £1,000, %

London, 1st August 1898.

At sixty days after Sight pay this First of Exchange (Second and Third not paid) to the order of The Yokohama Specie Bank, the sum of One Thousand Pounds Stg only ——————

with interest added thereto at the rate of 5% pet an., from date hereof, to approximate due date of Remittance in London. Payable at the above Banks Drawing Rate of Exchange for Demand Drafts on London. Value as per attached documents per s/s "Sado" ..

To M. Shimada & Co. Tokio, Japan.

Greenwood & Co. London.

為換手形

第百號

一英貨一千磅也

此第一號手形（第二號及び第三號支拂はれざるとき）御一覽後六十日限り橫濱正金銀行又は同行指圖人へ佐渡丸付屬證書類の通貨物代金英貨一千磅也御支拂可被成候也

但右金額に此手形日附より送金の倫敦到着すべき概算期日迄年五分の割合にて利息を附し且銀行の倫敦參着賣相場にて換算せるものを加算せる上御支拂可被下候

千八百九十八年八月一日

倫敦

東京 グリーンウード商會

島田商會御中

此場合に手形の金額は必ずしも振出地の通貨を以てするものと限らずして其手形の買取らるゝ地の通貨なることあり例へば比耳義より振出したる手形を倫敦の銀行へ賣る場合に其手形の金額が英貨を以てせる利子付手形なるが如し

右雛形面但書に利息は此手形の日附より送金の倫敦へ到着する迄の概算期日に對し云々とあり其意味は此手形面の英貨は該爲換取組の節倫敦の銀行が英貨の儘貸與したるものと見れば此手形支拂人は其英貨金高を倫敦の該銀行へ返金せざるべからず而して之れを送付するに若し參着相場によれば其送金が倫敦へ到着せる上ならでは倫敦の銀行は貸金の返入を受くることを能はざれば倫敦の銀行は貸金の返入を受くること能はざれば倫敦の銀行より見れば手形を受取たる日より此送金手形到着の日迄に對する利息を受くべき譯なり即但書にあるは此間の日數を指したるものにて其內送金手形の郵送に費す日數は實際に知るを得されば概算に依り之に手形の

期限を加ふべきなり通常日本宛六十日後拂の倫敦手形なれば利子を附加すべき全日數を四ヶ月半として計算す即此日數間に對する利子を其額面の英貨金高に加へ之れを參着相場にて換算し支拂人より銀行に返濟するものとす

外國爲換に關し銀行間の爲換約定　本章を終るに當り外國爲換により生ずる各邦銀行間の關係を一言せんに例へば甲國に於て賣爲換にて乙國宛に振出したる手形の賣代金は其國の特約銀行に對する爲換資金として保存し又乙國より送附し來れる取立手形を取立たる金額も之を乙國銀行よりの預け金即乙國の爲換資金に加へ而して之れを以て乙國宛の手形買入資金に充つるものとす又乙國銀行にても同樣に甲國銀行の爲換資金中より甲國銀行より振出されし送金手形を支拂ふものとす但甲國銀行に對し乙國銀行は其の支店たるとどあり又支店なければ其地の銀行と爲換取引(Correspondence)の約定を結び置き之れをして甲國銀行との一切の手形を取扱はしめ甲國銀行の振出したる手形は悉く支拂引受をなさしむると同時に甲國宛の手形をも振り出さしむるものとす而して其契約の內には種々なる項目あり例へば片爲換となりたる時の定めコルレス宛に振出したる手形に對しコルレスの手數料及爲換資金に利子を附するや否やの定めの如し

爲換取引の約定

第四章　外國爲換相場

前章に於て吾人は大略爲換手形の種類を擧げ外國爲換取引の實際上の手續を說明したれば本章に於ては專ら此爲換手形の賣買に必要なる相場即ち所謂爲換相場 Exchange Rate の解明を施さんと欲す蓋し爲換相場の事は外國爲換の研究中最も重要にして且最も六つヶ敷部分たる事恰も商品の代價が商品の賣買上主眼の目的物たるが如し而

して凡そ一商品に就て調ぶるにも先づ其商品の出所原料及品質等を吟味し然る後に其代價に及ぶ如く吾人が外國爲換の要解を試むるにも爲換に關する外形上の研究を一通り終へたる後是に至り之を研究するは頗る其順當なるを信ず

爲換相場の事は何故外國爲換に於て右の如く必要且面倒なりやと云ふに外國爲換は前にも再三述べたる如く其範圍擴く關係の及ぼす所大なれば隨て其爲換相場の要重なるとも之に伴ふは云ふ迄もなし殊に外國貿易上爲換相場は如何に適切なる關係を有するやは「ウオルカー」が其所論中爲換相場を以て貿易の指針 Barometer of trade なりと說けるにても之を知り得べし即ち爲換相場の變動が國際貿易の成行きを示は尙航海者に向て風雨鍼が天候の如何を豫報すると同一の効能あるものなり次に何故に面倒なりやといふに內國間の爲換に在りては其の關係地の貨幣共に同しきを以て例へば金百圓の借に對し金百圓

の爲換を組みて返濟せば其關係は些の面倒もなく消滅すべし然るに外國との取引に在ては或る一國と他の國との間には其通貨を異にするとあるを以て例へば金百磅の借に對し金百圓の爲換を組めば決算濟になるとは行かず彼我の貨幣を比較し其間に面倒なる換算の必要あるを以てなり是れ曩に內國爲換と外國爲換との區別として述べたる點なり扨かく双方通貨を異にする場合に外國爲換の金額は如何に定むべきやは爲換相場に於て第一に研究すべき點にてそは彼我貨幣の割合を比較し之に據り我貨幣何程と彼の貨幣何程とは等しき價を有するやを算出すると先づ必要なり即ち例へば日本に於て英國宛の手形を買ふに其爲換手形面の金額は英貨にて之れを買ふには日本貨幣即圓貨を以てす故に之を買ふには其英貨の價を日本の相當なる價に直さゝるを得ざるが如し而して各國貨幣彼我の相當値は各其國の貨幣制度に於て定まれる通貨の品位量目に由て彼我の貨幣に含有す

各國貨幣制度

る分量を比較するに在り故に其相當値算出のことを知る前に各國の貨幣制度の事を大要概知するの必要あり然れども其詳細なることに立入るは却て繁雜を來すの恐あり依て次に重なる二三國の貨幣制度に就き其單位本位貨及其品位量目等を略示すべし

英國貨幣

英國貨幣　英國の貨幣制度は金貨本位にて磅を以て其單位とし以下志及片の貳位を設けり次の如し

1磅(Pound 記號には£を用ふ)=20志

1志(Shilling 記號にはSを用ふ)=12中(Pence 記號はdを用ふ)

右の如く英國の貨幣は進位の割合の區々なること恰も我邦にて距離の單位即一町の六十分の一を一間と云ひ一間の六分の一を一尺と云ふが如きものなるを見るべし故に此英貨を數字にて示す場合には£1.2.3或は£4—5—9の如く排列し前者は一磅二志三片後者は四磅五志六片と讀む然れども單に志及片位を示すには7s/8d或は單に7/8と記す

佛國貨幣

ことあり是れ兩者共に七志八片を示すものにて爲換相場表に例へば倫敦參着2/0 5/17とあるは是れ二志〇片十六分の五を示すものなり

今其單位壹磅の貨幣の量目品位は如何と謂ふに一磅貨幣は其全量一百廿三「グレーン」二七四四七(我壹匁は五十八「グレーン」に當る)にして品位は金十一銅一なれば全量の中純粹に金の部分は十二分の十一にして即ち百十三「グレーン」〇〇一六なり之を英の壹磅貨幣とす然れども其品位及量目には定まりたる公差あること勿論なり(公差の事後にあり)但し英國にては貨幣の鑄造料を徵せず

又英國は金貨本位なれば其本位貨即磅貨は金貨にして銀貨は其補助貨として用ひられたり

佛國貨幣　佛國貨幣の名稱は法(フラン)(Franc, 記號 Fr)を單位とし十進法を以て數ふべし又法の百分の一を以て參(サンチーム)(Centime 記號 C'mes)とす然るに此國は金銀兩本位制なれども現時は單に法律上に止まり實際は銀

貨の自由鑄造を禁じたるが故に反て金貨本位國の如くなれり此國の本位貨幣の品位(Fineness)は吾國と同じく九百位即ち千分中九百の純分を含有するなり又其貨幣法は九百位の地金一「キログラム」を以て貳十法の金貨幣百五十五個を鑄造するなり依て一法の純金分は 0,2903 Gramme (1 Gramme=3,7565 匁)なり佛國の制度と同一のものを採用する國は伊太利瑞西比耳義等其他西班牙も之れに模せり但し其單位の名稱は各國相異れり佛國は「フラン」(Lire) 西班牙は「ペセタ」(Pesota) と云ふか如し然れども其品位量目は省法に同じ

米國貨幣

米國貨幣　此國亦實際上は金單位國にして單位を弗(ドル)(Dollar)とし百分の一を一仙とす品位亦九百にして一弗の純金分は (23,22 Grains) に相當するなり茲に注意すべきは此弗貨は金弗にして彼の香港新嘉坡邊に流通するメキシコ弗 Mexican dollar に非らす

銀弗

支那の通貨

銀弗とは專ら東洋諸港に使用せらるゝ貨幣にして發行せる國により種々の名稱あり例へば「メキシコ」銀合衆國發行の貿易銀英國發行の英貿易銀の如し以前吾國が未だ銀本位たりし時は一圓銀も同じく此等の銀貨の內に混りて使用せられたり然れども其最も普通東洋市場に於て用ひらるゝものは「メキシコ」銀なり而して此等の銀貨は大畧其品位價格同じきなり

清國には鑄造貨幣の一定せるものなく通貨の名稱は兩(Tael)なれども造幣術未だ全からざる故貨幣毎片品位量目に差異あり又地方別の名稱ありて夫々價格を異にす例へば上海兩 (LC Tl)廣東兩海關兩などの差異あるが故貨物の價を定むるにも何地の貨幣にて何兩と云はざれば判然と其價を定め得ざるが如し一上海兩は大抵吾一圓三十七八錢なり

日本の貨幣

日本の貨幣　本邦現行の貨幣法は明治卅年法律第十六號を以て

制定せられし金單本位制にて圓を以て價格の單位とす此圓は右法令によれば純金の量目二分即十五、七四二「グレーン」を含むべきものとす其品位は九百位にして公差(Remedy)即純分の多寡の極限は千分の一とす即法定の純分よりも千分の一以上純金の量に多寡ある時は最早正當の貨幣にあらざるものとす因に記す吾國の貨幣制度は明治四年始めて圓貨の創造と共に金單本位の制を採りしが其後貿易銀行はるゝに至り其貿易銀一般の通用を許されしより以後複本位制となり爾來十數年間此制を用ひ來りしが金銀比價の變動甚だしく銀貨は金貨に比し著しく下落せしかば終に「グレシヤム」の法則即惡貨は良貨を驅逐するの原則に左右せられ金貨幣は吾邦の流通界より驅逐せられ銀貨獨り流通貨幣たる如き姿となり實際上吾國は銀本位國なりき然るに明治三十年新貨幣法の發布により金貨國の舊に復せり

以上述べたる如く各國貨幣制度を異にし其貨幣の價格從つて異なるが故其價格の相異を相比較せんと欲せば宜しく各貨幣の含有する地金銀の分量及純分を計算して相互の相當價格を定めざるべからず斯くして定めたる相當値を名けて法定平價(Mint Par of Exchange)と云ふ次に此法定平價を定むる方法を例證せば今英國の金貨壹磅が吾圓金如何に相當するやと云ふに

英貨磅は金量百廿三、二七四五「グレイン」にして品位十二分の十一なる故其純金量は百十三一〇〇一六「グレーン」なり

吾金貨壹圓は純金量二分即十一、五七四二「グレイン」なり依て $\left(\frac{113.0016}{11.5742}\right.$ $=$ ₤ 9.763) 壹磅は我九圓七拾六錢三厘なり

又同じく次の算法により吾壹圓を英貨に比較せば $\left(\frac{11.5742\times20\times12}{113.0016}\right.$ $=$ $2/0\frac{9}{61}$) 即二志〇片十六分の九となる

今左に吾貨幣と重なる金貨本位國の貨幣に對する法定平價を示さん

英貨壹磅は　金九圓七十六錢三厘　我壹圓は　英貨貳志〇片十六分の九強

佛貨壹法は　金三十八錢七厘　　我壹圓は　佛貨二法五十八參三
米貨壹弗は　金二圓〇〇六厘　　我壹圓は　米貨四十九仙八分の七弱
獨貨壹瑪は　金四十七錢七厘强　　我壹圓は　獨貨三瑪〇九三

右の內磅は濠州に於ても使用せられ法は比耳義瑞西の「フランク」及伊太利の「リラ」に同じ法定平價を求むるに右の如く算出せば正しきが如くなれども斯くして算出したる平價は純粹なる平價は斯くあるべきものたるを示すに止まり久しく使用して磨滅せる貨幣の如きは既に其分量を減せるを以て例へば吾一圓金貨の純金量十一「グレイン」五七四二と云ふも必ずしも如何なる一圓金貨も精密に此分量を供ふと云ふを得ず又鑄造の際にも何れの貨幣も必ず精密に同じ分量及品位を備ふる樣に鑄造するは到底出來難し些少の不精密は免れざれば其差異をば或極限迄は各國の法律を以て之を定めたり公差(Remedy)即之れなり故に此公差の範圍內は法定平價にも異動を生ずべき譯なり此外

金銀貨幣制を異にする國と國との間には法定平價を定め難し

貨幣鑄造料も英國の如く無手數料なる國は例外とし多くは少許の鑄造料を徵する故之をも計算に加へざるべからず故に法定平價を細かに論ずれば到底精密に二國貨幣相當價格と云ふを得ざれども此等を一々精査するは爲し難き事なる故結局右の如き法定平價を標準として計算するなり

右に說きたるは何れも同種の貨幣即金貨のみに付比較算出せしものなりと雖も本位貨を異にせる國即金貨國と銀貨國との間の法定平價は如何と云ふに金と銀との比價は兩者の需用供給の關係如何によりて常に變動するを以て兩貨の間には一定の平價を算出する事能はず何となれば今例令今日の金銀塊相場により日本の百圓金貨の含む金量は「メキシコ」弗百四弗の銀量に換へ得べしとするも金塊の價其後銀塊に比し騰貴すれば百圓金貨の含む銀分の量は「メキシコ」弗百五弗以上を造る丈けの銀塊の價格と比敵するに至り平價は直ちに變更する

外國爲換相場

を以て純粋の法定平價あることなし然れども復本位國に在りては法律上其國の金貨と銀貨との間に例へば金一銀十六の如き比例を設定せるを以て此割合に隋ひて平價を求め得べしと雖も之れ理論のみにして實際は平價を定むるの効能なきなり要するに異種の貨幣國には法定平價なしと云ふも可なり

金本位國
銀本位國
金銀複本位國

扨我國の貨幣制度(金本位制)と同一の制を採る重なる諸國は英を始め獨逸和蘭瑞典那威丁抹より葡萄牙土耳古智利伯剌里等皆然り又金銀複本位制を採る國は佛蘭西を始め所謂拉典同盟の諸國を重とす即瑞西比耳義伊太利等にて之に反し我國と全く異なれる銀制を採るは露西亞墺太利支那其他東洋地方即「メキシコ」銀弗通用の地方を以て重なりとす而して爲換相場の變動は同種貨幣制度の國の間に於けるものよりは異制の國に對する者反て變動甚だしきは畢竟需用供給等普通の原因の外金銀比價變動あるに據りてなり(其詳しき説明は後に讓る)

爲換相場は何に依て定まるや

外國爲換相場表

然らば爲換相場(Rate of Exchange)は何に依りて定まるやと云ふに其第一の標準となるべきものは各國の法定平價なれども爲換相場は單に各國貨幣の法定平價のみを示すものには非ずして之には相場を支配する種々なる要素を數多含みて始めて生ずるものにして其要素とは外國爲換取引の景況より生ずる影響即手形の需用供給を始め爲換の手數料期限手形に對しては利息及手形の信用の程度に應じて其擔保料等にして此等を綜合して始めて爲換相場なるものを生ず(此等諸要素の説明及變動の有樣は次章に詳しく述べたり)

次に掲ぐるは横濱正金銀行の爲換相場表なり之は毎日其日の外國爲換相場を印刷に附し該銀行より配付するものにして尚大抵の新聞紙上にも日々省略せる爲換相場表を掲載すれば此相場表は讀者に於ても強ち不案内ならざるべしと雖も一應之れを説明すれば左の如し

外國爲換相場

横濱正金銀行
外國爲換相場表

倫敦、銀行		電信爲換	二志〇片四分ノ一	（我一圓ニ付）
仝	仝	要求拂	二志〇片十六分ノ五	
仝	仝	四ヶ月后拂	二志〇片二分ノ一	
仝	信用	一覽拂	二志〇片八分ノ三	
仝	仝	四ヶ月后拂	二志〇片八分ノ五	
仝	仝	六ヶ月后拂	二志〇片十六分ノ三	
仝	荷爲換	六ヶ月后拂	二志〇片十六分ノ十三	
巴里及里昂、銀行		電信爲換	二法五十四參二分ノ一	
仝	仝	要求拂	二法五十五參	
仝	仝	四ヶ月后拂	二法五十六參	
仝	箇人	一覽拂	二法五十六參貳分ノ一	
仝	荷爲換	四ヶ月后拂	二法五十八參貳分ノ一	
仝	仝	六ヶ月后拂	二法五十九參貳分ノ一	
伯林、銀行		要求拂	二馬六フニング 貳分ノ一	
箇人		一覽拂	二馬八フニング 貳分ノ一	
仝	荷爲換	四ヶ月后拂	二馬十フニング 貳分ノ一	
紐育及桑港	銀行	電信爲換	四十九弗	（我百圓ニ付）
	仝	要求拂	四十九弗四分ノ一	
	箇人	一覽拂	四十九弗貳分ノ一	
	荷爲換	三十日后拂	四十九弗四分ノ三	
	仝	四ヶ月后拂	五十弗貳分ノ一	
上海、銀行		要求拂	七十八兩	
箇人		十日后拂	七十九兩貳分ノ一	
銀行	メキシコ弗	要求拂	割引貳歩	（弗ニ對シ）
箇人	メキシコ弗	十日后拂	割引六歩	
香港、銀行		要求拂	割引四歩	
箇人		十日後拂	割引五歩四分ノ一	
孟買、銀行		要求拂	百五十一留貳分ノ一	我百圓ニ付
箇人		三十日后拂	百五十五留貳分ノ一	
羅馬、銀行		參着拂	ニリラ六十六サンチーム	（我一圓ニ付）
セントピータースボルグ	銀行	參着拂	一圓十錢五厘	（露貨一留ニ付）
維也、銀行		參着拂	八十六圓	百フロリンニ付
アムステルダム	銀行	參着拂	八十六圓	
ブラツセル	銀行	參着拂	貳法五十五參	（我一圓ニ付）
浦鹽斯德	銀行	參着拂	一圓三錢五厘	（露貨一留ニ付）

倫敦日本宛相場	壹志十一片八分ノ三	六十日後拂	二十日附
倫敦 銀塊 相場	貳十七片十六分ノ七	（一オンスニ付）	二十日附
紐育 銀塊 相場	五十九仙八分ノ一	（ 〃 ）	十二日附

明治三十一年七月廿一日

THE YOKOHAMA SPEC'E BANK, LIMITED.
EXCHANGE QUOTATIONS.

London, Bank	T. T.	2/0	1/4
„ do	Demand	2/—	5/16
„ do	4 m/s	2/—	1/2
„ Credits	Sight	2/—	3/8
„ do	4 m/s	2/—	5/8
„ do	6 m/s	4/—	3/4
„ Documentary	6 m/s	2/—	13/16
Paris & Lyons, Bank	T. T.	2.54	1/2
„ do	Demand	2.55	
„ do	4 m/s	2.56	
„ Private	Sight	2.56	1/2
„ Documentary	4 m/s	2.58	1/2
„ do	6 m/s	2.59	1/2
Berlin, Bank	Demand	2.06	1/2
Private	Sight	2.08	1/2
„ Documentary	4 m/s	2.10	1/2
New York and San Francisco Bank	T. T.	49	
do	Demand	49	1/2
Private	Sight	49	1/2
Documentary	30 d/s	49	3/4
do	4 m/s	50	1/2
Shanghai, Bank	Demand	78	
Private	10 d/s	79	1/2
Bank, Mex. Dollar	Demand	2%	dis.
Private, Max. Dollar	10 d/s	6%	dis.
Hongkong, Bank	Demand	4%	dis.
Private	10 d/s	5 1/4%	dis.
Bombay, Bank	Demand	151.	1/2
Private	30 d/s	155.	1/2
Rome, Bank	Demand	2.66	
St. Petersburg, Bank	Demand	1.10	1/2
Vienna, Bank	Demand	86	
Amsterdam, Bank	Demand	86	
Brussells, Bank	Demand	2.55	
Vladivostock. Bank	Demand	1.03	1/2

London, on Japan	1/11 3/8	60 d/s 20th
London, Bar Silver	27 7/16	20th
New Yrk, Bar Silver	59 1/8	12th

Yokohama, 21st July, 1898.

賣相場

右相場表は正金銀行に於て爲換取引に用ふる相場にて表中倫敦、巴里、紐育等の肩書地名は此等の各地宛にて振出されたる手形の相場と云ふことにして銀行とあるは銀行手形の意義なり之は銀行より手形を賣る相場即賣相場(Selling Price)と云ひ銀行にて依頼に應じ電信爲換を取組み又は送金手形を振出す等凡て賣爲換に必要なる相場なり普通新聞紙上に載せたるは此賣相場にして尚之に種々の内譯あり電信爲換は前に述べたる如く電信爲換(Telegraphic Transfer 略號 T. T.)或は(Cable Trausfer C.T.)を取組む時換算する相場なり又銀行の内には參着拂(Bank Demand)及銀行四ヶ月拂(Bank 4 months sight 略して 4 m/s)等種々あり其は送金爲換を取組む時其手形が參着拂のものなるや否やにより相場に差あり(手形の日限により相場に差あるは次章之を述ぶ)

次に信用四ヶ月拂(Credit 4 m/s)荷爲換四ヶ月拂(Documentary 4 m/s)箇人十日後拂(Private 10 days sight 又は 10 d/s)等とあるは何れも商人の振出

買相場

したる手形を銀行が買ふ相場にして之を買相場(Buying rate)と云ふ而して前記三者の説明は次の如し

信用

一信用と稱するは外國の銀行にて發行せる信用狀によりて商人が振出せる手形を銀行にて買取る相場なり

荷爲換

一荷爲換とは荷物を擔保せる手形即荷爲換手形を銀行が買取る相場なり

個人

一個人とは一個人と云ふ意味にして即總て銀行にあらざる箇人より振出す手形なれば單に銀行に對し個人と記載せる場合は前記の信用及び荷爲換は此内に含まるゝものと知るべし

倫敦日本宛相場

一倫敦日本宛六十日拂(London Outward 60 days' sight)は倫敦の銀行が日本宛六十日後拂の商業手形を買取る所の相場にして即倫敦市場に於ける日本爲換の相場にして倫敦の爲換景況を知るに便なり

倫敦銀塊相場

一倫敦銀塊相場(London Bar Silver)とは倫敦市場にて定まる銀塊の公定

外國爲換相場

相場にして倫敦は世界金融の中心市場なれは其銀塊相場は以て世界の銀相場の標準となすを得べけれはなり而して是は銀貨國との法定平價を知るに必要なるものにして爲換上甚だ參考となるなり但し倫敦にて定むる此銀塊相場は銀一「ヲンス」に對する價を片にて表はしたるものにして表中の $27\frac{3}{4}$ は即二十七片四分の三なり但此片は銀の片にあらずして金貨幣の分數と見るべし又其銀塊も純銀にあらずして純分は二百二十二即倫敦に於ける銀の標準品位(Standard Finess)を含むものを云ふ故に此相場は英國の標準品位に於ける銀相場と知るべし

右表に據れば倫敦宛相場が最も種類多きを見るべし其は我國は最も倫敦と爲換取引頻繁なれと其他の國とは之に比し少く相場を區別し置くの必要なきによる然りと雖も之を以て單に銀行と個人とのみを記載し他は全く相場表に表はれ居らざるが故此等の諸國に對する爲

換取引には信用荷爲換等の區別なきやと云ふにあらず又期限にも前章述べたる如く參着拂の外定期拂ありて其期限も種々長短あれども之を揭げざるは其要少ければ省略したるなり

右相場表中原文金額の建方は如何と云ふに何れも譯文相場表中括弧內に示せる如く例へば倫敦に對する相場は我金貨一圓に對し志片及其分數を以て示すものなれば倫敦銀行參着が $20\frac{5}{16}$ とあれば是れ一圓に對し英貨二志〇片十六分の五と云ふものにして換言せば銀行へ我一圓を支拂へば英貨二志〇片十六分の五の參着拂手形を受取り得べきことを云ふなり倫敦より日本宛爲換手形の相場も亦同樣の建方なり此他巴里伯林紐育桑港等何れも吾一圓に對し法(佛)瑪(獨)弗(米)及其端數を以て示すものにして紐育箇人一覽拂 $49\frac{1}{2}$ とあるは箇人の振出せる額面金四十九弗五十仙の爲換手形に對し銀行は我百圓を支拂ふて之を買取ると云ふ事なり其他總て斯の如し然るに香港上海(但しメ

キシコ銀に對するもの)宛爲換相場は他と異りたる建方をなし打歩又は割引と云ふ是れメキシコ弗に對し吾一圓金貨が平準(Par)又は何歩(Percent 略號 %)の打歩若しくは割引なりやと云ふ意なり打歩(Premium 略號 Prem.)とは平價以上なるを示し割引(Discount 略號 Dis.)とは平價より以下なるを云ふ故に例へば香港銀行參着拂(4 % Dis.)四分割引とあれば「メキシコ弗」に對し我一圓は一弗に對し四分だけ高きを表はすものにして「メキシコ」弗一個は我九十六錢($1.00-1.00\times0.04=\$0.96$)に相當するなり又打歩と云ふ割合には例へば五歩打歩とせば「メキシコ」弗一圓に對し我圓貨一圓〇五錢に當るを云ふなり斯く建方の前數者と異なるは「メキシコ」弗は銀なれども其一弗の價は殆んど今日の吾一圓に近し故に假に一弗と一圓を平價と見て計算するなり故に平準とあれば一弗は即一圓に相當す

右の說明により爲換相場に二樣の建方あり即

爲換相場の建方

一は我圓貨に對し外國貨幣を以てせるもの(英米の如し)と

幣に對し吾圓貨にて建つるもの(香港上海の如く)は二種

形は一種の物品にして之が賣買は物品に異ることなしとの考より見

れば日本にて外國貨幣の額面を有する手形を賣買するには其相場は

手形額面の外國貨幣に對して吾が圓にて建つる方至當ならざるを得

ず然るに右相場表にて見る時は我横濱の相場建方は大部分反對の建

方なり

斯く建方に二種ありて(一)我國の貨幣を基とし之に對する外國貨幣に

て相場を建つるを受取勘定の相場と云ひ(二)外國貨幣を基として之に

對し其國の貨幣を以て相場を建つる之を支拂勘定の相場と云ふ

故に日本の相場の建方は受取勘定の相場にして此兩者の區別を一層

明瞭に理解せしめん爲一例を用ふれば支拂勘定の相場の建方は宛も

米穀一石に對し十五圓と相場を立つるが如し之に反し受取勘定の相

場なる時は東京に於ける小賣白米の相場の如く金一圓に對し白米四升と稱するが如し今此兩者の建方の便不便を考ふるに受取勘定なる時は我貨幣を外國の貨幣に換算するに便なれども外國の貨幣を我貨幣に換算するに不便あり假令我國の爲換相場の如く百圓に付米貨四十九弗とあれば五百圓に對する米貨を求むるに四十九弗の五倍即二百四十五弗なるは換算容易なれども二百四十五弗を圓貨に換算するは多少面倒なり之に反し支拂勘定なれば外國貨幣を我貨幣に換算するに便なれども我貨幣を外國貨幣に換算するに不便あり例へば百弗に付二百〇四圓八錢二厘なる建方の時は二百弗は四百〇八圓十六錢四厘なること容易に換算し得れども百五十圓は何弗に相當するやは計算頗る面倒なるが如し

右の如く受取勘定と支拂勘定の相場の建方は換算上の[illegible]相反するを見るべし然れども獨り是のみならず其他種々の點に於て受取勘定は支拂勘定と正反對の事多しとす其第一の異なる現象は爲換相場の上下なり受取勘定に於て相場の上ると云ふことは支拂勘定の相場に於ても下ることにて又受取勘定の相場の下ると云ふは支拂勘定の相場にても相場の呼聲上るを云ふ

爲換相場の上下とは前の相場表面記載の金額が增加するか又は減少するかと云ふ事普通商品に於ける直段の上下に同じ例へば我相場の建方(受取勘定)により相場上りたりと云へば即金一圓に對する英國宛手形の相場が二志〇片十六分の三より十六分の五に增せし時の如し然れども之れを支拂勘定に直す時は一磅に付我九圓九十二錢二厘强より九圓八十七錢一厘强に減少したる場合と同じく反て相場下落せりと云はざるべからず

受取勘定にて $¥1=2/0\frac{3}{16}$ より $2/0\frac{5}{16}$ となり相場上れりと云ふ場合には

支拂勘定にて £1＝$9,922 より $9.871 となり相場反て下落せり

又反對に示せば

受取勘定にて $1＝2/0 3/16 より 2/0 5/16 となり相場下落せりと云ふ時は

支拂勘定にて £1＝$9.922 より $9.974 となり相場反て騰貴せり

右に依り略ぼ其反對する處を了解すべし後章爲換相場の利不利又は順逆の説明をなすに當り兩者の建方により上下の意味全く正反對なるが故後に至り惑はざる樣注意し置くべし

吾人は茲に至り爲換の價格(Price of Exchange)と爲換相場(Rate of Exchange)との區別に付少しく讀者の注意を乞はざるべからず爲換の價格とは爲換手形價格の謂にして即ち手形の賣買せらるゝ地に於て手形の價格を其國の貨幣にて定むべきものなれば日本に於ける英國宛爲替にして一磅の手形は我九圓八十七錢一厘にて買ひ得べしと云へば九圓八十七錢一厘は其手形價格なり故に手形の價格は普通支拂勘定の相

場と同じ故に受取勘定の相場は全く爲替の價格と一致せざれば單に相場と價格とは必ずしも一致せず即吾國の建方にしては手形の價格と其相場は反對なれば之を能く會得し居らざれば往々誤解を生ずることあるなり誰しも一寸考ふれば然か思ふを以て我國にて爲換の相場上れりと云へば爲換手形の價格も上れりと思ひ違へ送金するものは以前より餘計の日本貨幣を以てせざれば同一の外國貨幣を送金する能はざる如く誤想することあり是れ價格と相場を混同したる結果にして日本に於て相場の上騰は却て價格の下落を示せるものなれば此場合に送金者は以前より少き日本貨幣を支拂ひ同一の外國貨幣を送金し得るものなり

受取勘定と支拂勘定の二種の建方は國により異り我國を始め英魯葡西等諸國は何れも受取勘定の相場を多く用ひ米佛等は支拂勘定の相場を多く用ふ而して斯く國により或は受取勘定或は支拂勘定を用ふ

る譯は一方の國の相場の建方を其儘他の國に於て用ふる場合あり例へば甲國にて受取勘定の相場を採れば之を其儘乙國に於て用ふるものにして之を乙國より見れば支拂勘定の相場なり斯く同一の建方を兩方より採れば兩國の相場を比較するに便利なり例へば前掲爲換相場表中倫敦宛相場と倫敦より日本宛相場とは同一の建方にして何れも吾一圓に對し英貨何程と定むるを以て日本の輸入商が倫敦よりの輸入品に對して同地へ送金するに當り相場表に倫敦宛銀行の相場と倫敦より日本宛爲換相場とを比較して我より荷主へ送金すると先方より手形を振出さしむると何れが利益なるやを勘定する場合は甚だ便利なり如斯爲換相場より割り出して爲換取組法の何れが利益なるやを判定するを爲換の裁定と云ふ此爲換の裁定に付ては後章之を述べたり

各國爲換相場　以上は我横濱にて建つる爲換相場表によりて説明

シンガポール	孟買	各國貨幣制度略表
十五日拂	參着拂	位ハ弗ヲ(インキモ通單仙)一イメ銀テ
	壹弗銀ニ付何留 電信爲換 參着拂	同右
		單位。留(@16アナス @12パイス) 1留=1トラ(=180グレイン)品位 916銀鑄造停止

ノ相場ヲ示スガ如シ
ノ示ス
ノ昇降ニヨリテ打歩又ハ割引トナルヲ云フ
那國ノ貨幣ナレ𪜈所ニヨリ品位重目ニ大差アリテ何地ノ兩

各邦間爲換早見表

振出地＼振宛地	倫敦	巴里	伯林	紐育	上海	日本	香港	シンガポール
倫敦		壹磅ニ付何法 小切手及一覽拂 其他長短手形	壹磅ニ付何瑪 八日後拂 三ヶ月後拂	壹磅ニ付何弗 電信。三日後拂 六十日拂 七十五日拂	壹「上海兩」ニ付何志 電信。參着 四ヶ月拂 六ヶ月拂	壹圓ニ付何志 電信。參着 四ヶ月拂 六ヶ月拂	壹弗銀ニ付何志 電信。參着 三十日拂 四ヶ月拂	壹弗銀ニ付何志又ハ片 電信。參着 三十日拂 四ヶ月拂 六ヶ月拂
巴里			百法ニ付何瑪 八日後拂 二ヶ月拂	壹弗ニ付何法 電信爲換 六十日拂 七十五日拂	壹上海兩ニ付何法 電信。參着 四ヶ月拂 六ヶ月拂	壹圓ニ付何法 一覽拂 四ヶ月拂 六ヶ月拂	壹弗銀ニ付何法 參着拂 四ヶ月拂	壹留ニ付何法 三ヶ月拂 六ヶ月拂
伯林	壹磅ニ付何馬 三ヶ月拂手形	百瑪ニ付何法 三ヶ月拂 其他長期手形		四瑪ニ付何仙米 三日後拂 六十日後拂	壹上海兩ニ付何瑪 電信。參着 四ヶ月拂 六ヶ月拂	壹圓ニ付何瑪 一覽拂 四ヶ月拂	壹弗銀ニ付何瑪 參着拂	
紐育	壹弗ニ付何片 又ハ壹磅ニ付何弗 一覽拂 三十日拂	百米弗ニ付何法 一覽拂 其他長短手形	壹弗又ハ百弗ニ付何瑪 一覽拂		百兩ニ付何米弗 電信。參着 四ヶ月拂 六ヶ月拂	百圓ニ付何米弗 參着拂 三十日拂 四ヶ月拂	百弗銀ニ付何米弗 參着拂 三十日拂 六十日拂	
上海	壹「上海兩」ニ付何志 一覽拂。十五日拂 卅日拂。六十日拂 九十日拂手形					百圓ニ付何兩 電信爲換 十五日拂	百弗銀ニ付何兩 電信。參着 三ヶ月拂	百弗銀ニ付何兩 電信爲換 參着爲換
日本	壹圓ニ付何志 一覽拂。十五日拂 卅日拂。六十日拂 九十日拂手形				百圓ニ付何兩 電信爲換 十五日拂	打步或ハ割引 一覽拂 十五日拂	打步或ハ割引 電信。參着 十五日拂	
香港	壹弗銀ニ付何志 一覽拂 十五日拂 三十日拂 六十日拂 九十日拂手形				百弗銀ニ付何兩 電信爲換 三日後拂	百弗銀ニ付何弗銀 電信爲換 參着拂	百弗銀ニ付何留 三十日拂	
シンガポール					百圓ニ付何留 三十日拂 六十日拂	百弗銀ニ付何留 三十日拂	百上海兩ニ付何留 三十日拂 六十日拂	

注意

㈠何磅ニ付何法ナドヽ云フハ相場ノ建方ニシテ例ヘバ倫敦ニ於ケル佛國宛手形ノ相場ハ一磅ニ付何法ト云フ意ナリ建方ニテ相場ヲ示スガ如シ
㈡小切手、參着。何日後拂、何ヶ月後拂ナドハ手形ノ種類ナリ即其期限ノ長短ニヨリテ相場ニ差異アル故ナリ各別ケテ之ヲ示ス
㈢打步又ハ割引トハ即日本ノ一圓金貨ト香港ノ一弗銀トハ其價格ニ於テ大略相似タル故假ニ百圓＝百弗銀トシテ計算シ相場ノ昇降ニヨリテ打步
㈣弗ハ Dollar. ニシテ米弗即金貨モアリ又上海香港シンガポール等各異ナリタル銀貨モアリ故ニ之レニ注意スベシ又兩ハ支那國ノ貨幣ナレ𪜈所ト云ハザレバ一定ノ價格ヲ定ムルヿ能ハズ其種類數十アリ其内上海兩最モ多ク使用セラレ其品位量目モ稍ヤ一定セリ

邦間爲換早見表

里	伯林	紐育	上海	日本	香港	シンガポール	孟買
場ノ建方) ニ付何法(フラン) 換ノ種類) 期手 期手形 ケ月拂手形	壹磅ニ付何馬(マーク) 三ケ月拂手形	壹弗ニ付何片 又ハ壹磅ニ付何弗 一覽拂 三十日拂	壹「上海兩」(テール)ニ付何志(シリング) 一覽拂。十五日拂 卅日拂。六十日拂 九十日拂手形	壹圓ニ付何志(シリン) 何片(ペンス) 一覽拂。十五日拂 卅日拂。六十日拂 九十日拂手形	壹弗銀(ドルギン)ニ付何志 一覽拂 十五日拂 三十日拂 六十日拂 九十日拂手形		壹留ニ付何志 一覽拂 三十日拂
	百瑪(マーク)ニ付何法 三ケ月拂 其他長期手形	百米弗ニ付何法 一覽拂 其他長短手形					
ニ付何瑪 日後拂 ケ月拂		壹弗又ハ百弗ニ付何瑪 一覽拂					
ニ付何法 信爲換 十日拂 十五日拂	四瑪ニ付何仙(米) 三日後拂 六十日後拂						
海兩ニ付 信。參着 ケ月拂 ケ月拂	壹上海兩ニ付何瑪 電信。參着 四ケ月拂 六ケ月拂	百兩ニ付何米弗 電信。參着 四ケ月拂 六ケ月拂		百圓ニ付何兩 電信爲換 十五日拂	百弗銀ニ付何兩 電信。參着 三ケ月拂	百弗銀ニ付何兩 電信爲換 參着爲換	壹上海兩ニ付何留 電信爲換 參着爲換
ニ付何法 覽拂 ケ月拂 ケ月拂	壹圓ニ付何瑪 一覽拂 四ケ月拂	百圓ニ付何米弗 參着拂 三十日拂 四ケ月拂	百圓ニ付何上海兩 一覽拂 十日拂		(三)打步或ハ割引 一覽拂 十五日拂		百圓ニ付何留 一覽拂 十日拂 三十日拂
銀ニ付何法 着拂 ケ月拂	壹弗銀ニ付何瑪 參着拂	百弗銀ニ付何米弗 參着拂 三十日拂 六十日拂	(四)百弗銀ニ付上海兩 電信。參着 三十日拂	(三)打步或ハ割引 電信。參着 十五日拂		打步或ハ割引 電信。參着 十五日拂	壹弗銀ニ付何留 電信爲換 參着拂
銀ニ付何法 信爲換 期手形 ケ月拂		百弗銀ニ付何兩 電信爲換 三十日拂	百上海兩ニ付何留 三十日拂 六十日拂	百弗ニ付何圓 電信爲換 三日後拂	百弗銀ニ付何弗銀 電信爲換 參着拂		壹弗銀ニ付何留 電信爲換 參着拂
ニ付何法 ケ月拂 ケ月拂		百弗銀ニ付何留 三十日拂	百圓ニ付何留 三十日拂	百弗銀ニ付何留 三十日拂	百弗銀ニ付何留 三十日拂		
單位。留(@16アナス @12パイス) 1留=1トラ(=180グレイン)品位 916銀鑄造停止	右同	單位弗銀(@100仙) 一弗=416グレイン品位九百 メキシコ銀及圓銀モ又法貨トシテ通用ス	單位。圓(@100錢@10厘) 金貨五圓=64.3グレーン品位九百 銀貨自由鑄造停止	單位。上海兩(@10メース@10カンダリーン) 其他海關兩アリ メキシコ銀アリ	單位。弗(@100仙) 弗=25.8グレーイン品位九百 銀貨ノ鑄造停止	單位。瑪(@100フエニング) 二十瑪ノ貨幣百三十九個半ヲ純金一キログラムヲ以テ鑄造ス	單位。磅(@20志@12片@4フアージング) 1869磅ニ付品位 $\frac{11}{12}$ ノ金塊40封度ノ割ニテ鑄造ス

ト、云フハ相場ノ建方ニシテ例ヘバ倫敦ニ於ケル佛國宛手形ノ相場ハ一磅ニ付何法ト云フ意ナリ建方ニテ相場ヲ示スガ如シ何日後拂、何ケ月後拂ナドハ手形ノ種類ナリ即其期限ノ長短ニヨリテ相場ニ差異アル故ナリ各別ケテ之ヲ示ス

ハ即日本ノ一圓金貨ト香港ノ一弗銀トハ其價格ニ於テ大略相似タル故假ニ百圓=百弗銀トシテ計算シ相場ノ昇降ニヨリテ打步又ハ割引トナルヲ云フ

シテ米弗即金貨モアリ又上海香港シンガポール等各異ナリタル銀貨モアリ故ニ之レニ注意スベシ又兩ハ支那國ノ貨幣ナレ𪜈所ニヨリ品位重目ニ大差アリテ何地ノ兩定ノ價格ヲ定ムル「能ハズ其種類數十アリ其内上海兩最モ多ク使用セラレ其品位量目モ稍ヤ一定セリ

せしが今廣く外國爲換を明瞭ならしめんには獨り吾國にて立つる爲換相場のみならず外國に於ける爲換相場の摸樣をも知ることを要す然れども之を一々細かに說明するは頗る繁にして却て益少ければ玆に各國に通じ爲換相場の標準建方通貨等を知るに便なる一表を揭げて之れに代ふべし

爲換相場の計算　以上各邦の爲換相場に就て順次說明を加へたれば是より爲換相場計算の事に就て說明し此章を終るべし

普通外國と取引ある商人が爲換相場に於ける計算の重なるものは爲換相場により自國及外國貨幣の金額の關係を算當することにて換算(Convertion)是なり故に換算には外國貨幣を自國貨幣に直すものと自國貨幣を外國貨幣に直すものとありて何れも爲換相場により一の貨幣を他の貨幣にて表はすことなり今英貨百磅を日本より送金せんとするに橫濱の倫敦宛參着相場が二志〇片四分の一なれば之に對して支

拂ふべき我貨幣は幾千なるべきや此場合は英貨を日本貨に換算するものにして次の比例式により計算すべし

$$2/0\frac{1}{4} : ¥1 :: £100 : x$$

$$x = \frac{1 \times 24000(12 \times 20 \times 1000\text{即百磅を片に改めたるもの})}{241(2/0\frac{1}{4}\text{に等し})} = ¥989,69$$

是に由りて銀行へ支拂ふべき金額は金九百八十九圓六十九錢となる

此故に日本貨を外國貨幣に換算するには其爲換相場を以て外國貨幣高を除せば可なり

次に米國宛箇人相場五十弗なれば金二百五十圓を受取るべき輸出商人は額面何弗の手形を振出して可なるや

此場合は日本に於て日本貨を米貨に換算するものなり其比例式左の如し

$$¥100 : \$50 = ¥250 : x$$

$$即ち手形額面金額は一百廿五弗にて可なり \quad x = \frac{50 \times 250}{100} = \$125,$$

故に日本に於て日本貨を外國貨幣に換算するには(但し受取勘定の相場なる時)日本貨に爲換相場を乘ずべし(但し前例の米國宛相場は百圓に對して立つものなれば其得數を百にて除すべし)又外國貨幣を日本貨幣に改むるは其相場にて外國貨幣高を除すべし

此二則は共に日本に於て日本貨と外國貨幣とを換算するに必要なる算法なり但し支拂勘定の相場ならば之と反對の算法を行ふものと知るべし次の如し

佛貨五千法の爲換手形の賣爲換相場壹法に付四十錢なれば其受取り得べき金高何程なるや(實際斯の如き相場の建方なけれど假りに用ひたり佛國宛相場は悉く受取勘定の相場なり)

$$Fr\ 1 : ¥\ 0,40 :: Fr\ 5000 : x \qquad x = \frac{0,40 \times 5000}{1} = ¥2000$$

斯の如く外國貨を日本貨に換算するには爲換相場を圓貨に乘することと前者と反對なるを見るべし

外國爲換相場

次に歩合を以てする相場の換算法は次例の如し

一上海宛三百弗の送金を爲さんとするに同參着相場七分割引なれば金何圓を支拂はゞ可なるや

$300 \times (1-.07) = 279.$

此歩合は外國貨幣即弗に對するもの故其歩合が打歩なれば一に加へ割引なれば一より減じて外國貨幣に乘じたるものは換算額なり

換算表(Exchange Table)　換算の方法は大畧右に述べたる如くなれど實際換算をなすに當りては一々煩はしき算法を施すに及ばず今日商業社會にては皆換算表を用ふ此換算表を用ふれば運算も簡單にして容易に且正確なるを得べし

換算表は現今各邦貨幣の間の換算に便ならしめんが爲め發賣せられ廣く世に行はるゝもの多し而して是等は何れも自國貨及外國貨と双方よりの換算を示す假令ば英貨換算表(英貨と弗貨との換算表)の如き

は英貨相場八分の一片を進む毎に之に對し英貨を弗貨に直すものと弗貨を英貨に直すものとを精細に表示せり故に之に就て換算せば如何なる巨額の金額も立ちどころに算出せらるべく頗る便利なり讀者次の説明を細讀し而して後換算表を見れば自ら明瞭なるべし

眞の換算表は右の如く精密なるものにして甚だ大部なれば實際其必要ある讀者は宜しく之を備附らるべし爰には唯讀者の便を計り極めて簡單に換算を示す早算表を掲ぐべし

米貨を圓貨に換算する表
（四十八弗より五十壹弗八分の七に至る）

米貨相場(壹圓に付)	壹弗に付圓貨 圓	十錢厘毛	米貨相場(壹圓に付)	壹弗に付圓貨 圓	十錢厘毛
@48	2	083333	@50	2	000000
„ 48 1/8	2	677922	„ 50 1/8	1	995013
„ 48 1/4	2	072539	„ 50 1/4	1	990050
„ 48 3/8	2	067183	„ 50 3/8	1	985112
„ 48 1/2	2	061856	„ 50 1/2	1	980198
„ 48 5/8	2	056555	„ 50 5/8	1	975309
„ 48 3/4	2	051282	„ 50 3/4	1	970443
„ 48 7/8	2	046036	„ 50 7/8	1	965602
„ 49	2	040816	„ 51	1	960784
„ 49 1/8	2	035623	„ 51 1/8	1	955990
„ 49 1/4	2	030457	„ 51 1/4	1	951220
„ 49 3/8	2	025316	„ 51 3/8	1	946470
„ 49 1/2	2	020202	„ 51 1/2	1	941748
„ 49 5/8	2	015113	„ 51 5/8	1	937046
„ 49 3/4	2	010050	„ 51 3/4	1	932367
„ 49 7/8	2	005013	„ 51 7/8	1	927711

英貨を圓貨に換算する表
（壹志十壹片四分の一より貳志壹片に至る）

英貨相場(壹圓に付)	壹磅に付 圓	十錢厘毛	壹志に付 十錢厘毛	壹片に付 十錢厘毛
@ 1s. 11 1/4 d	10	322581	51.61	4.30
„ 1s. 11 5/16 d	10	294906	51.47	4.29
„ 1s. 11 3/8 d	10	267380	51.34	4.28
„ 1s. 11 7/16 d	10	240000	51.20	4.27
„ 1s. 11 1/2 d	10	212766	51.06	4.26
„ 1s. 11 9/16 d	10	185676	50.93	4.24
„ 1s. 11 5/8 d	10	158730	50.79	4.23
„ 1s. 11 11/16 d	10	131926	50.66	4.22
„ 1s. 11 3/4 d	10	105263	50.53	4.21
„ 1s. 11 13/16 d	10	078740	50.39	4.20
„ 1s. 11 7/8 d	10	052356	50.26	4.19
„ 1s. 11 15/16 d	10	026110	50.13	4.18
„ 2s. 0 d	10	000000	50.00	4.17
„ 2s. 0 1/16 d	9	974026	49.87	4.16
„ 2s. 0 1/8 d	9	948186	49.74	4.14
„ 2s. 0 3/16 d	9	922481	49.61	4.13
„ 2s. 0 1/4 d	9	896907	49.48	4.12
„ 2s. 0 5/16 d	9	871465	49.36	4.11
„ 2s. 0 3/8 d	9	846154	49.23	4.10
„ 2s. 0 7/16 d	9	820972	49.10	4.09
„ 2s. 0 1/2 d	9	795918	48.98	4.08
„ 2s. 0 9/16 d	9	770992	48.85	4.07
„ 2s. 0 5/8 d	9	746193	48.73	4.06
„ 2s. 0 11/16 d	9	721519	48.61	4.05
„ 2s. 0 3/4 d	9	696970	48.48	4.04
„ 2s. 0 13/16 d	9	672544	48.36	4.03
„ 2s. 0 7/8 d	9	648241	48.24	4.02
„ 2s. 0 15/16 d	9	624060	48.12	4.01
„ 2s. 1 d	9	600000	48.00	4.00

此貳表は英貨及米貨を我貨幣に直はすに便利なる早算表にして此表に據れば種々の爲換相場に對する英貨及米貨の單位に付之に相當する圓貨が一目瞭然たれば例へば前表にて倫敦參着相場貳志〇片十六分の五の時壹磅に對する我圓貨の價値を求めんとせば直ちに其相場に對する行に付金九圓八十七錢壹厘餘なるを知り得べし而して尙込み入りたる英貨を圓貨に換算するにも此表によれば容易なるべし

換算表により計算する法

換算表により計算する法

今£25.10.6 を相場2/0 5/16 にて我圓貨に換算するには表中2/0 5/16 に對する行の壹磅の相當價 ₰ 9.8715 を二十五倍し同じく一志に對する相當價を十倍し尙一片の相當價を六倍し此等の三口を合計せるもの即ち£25, 10s, 0,6 に對する相當圓貨を得べし今其算法を示せば

£25 = ₰9,8715 × 25 = ₰246,7875
10s = ,, 0,4936 × 10 = ,, 4,9360
6d = ,, 0,0411 × 6 = ,, 0,2466
₰ 251,97

表中磅の相當價に限り特に圓以下六位を示したるは時に高位なる磅に對する圓貨を求むる場合は之に數位を乘ずるも尙圓以下の端數の精密なる樣特に示すものなれば少額の貨磅を換算するには前例の如く切り上げて計算するを便とす

此表は英貨及米貨を圓貨に直すのみならず又弗貨に直すにも適當なり其算法は圓貨と同じ

右は日本貨を外國貨に換算する表なれど日本貨を外國貨に換算する場合には前說の如く(我國相場の建方は受取勘定なり)其計算面倒ならざれば別に示さず讀者此場合は適宜の算法を施せば容易に算出するを得べし

第五章　爲換相場の高下

外國爲換相場の大体は前章に於て說きたる如く先づ法定平價を基として定まれども手形の種類に依りて之に高下ありそは期限手形には利息の計算を要し又箇人手形と銀行手形とは其信用に厚薄ある故に隨て手形の危險の度にも多少あるにより其間相場に自ら差異を生ずるを免れす蓋し此等の利息信用等は夫々爲換相場を組成する要素にして實際各種の手形に對する爲換相場は此等の要素によりて定まるものなり然るに又爲換相場は種々他の事情關係よりして常に變動あるを免れず假へば國際取引の不釣合に由り又は彼我貨幣制を異にするが爲め金銀比價の變動に由り相場の昇降を促し又は關係國の金融事情に由り利息の割合に變動を與へ隨て相場に高下の影響を及ぼすことあるが如し而して前者は手形の種類に依りて生ずる相場の差異にして是れ手形の種類により其相場を組成する要素に相違あれはなり故に自ら後者の爲換相場變動の理由とは自ら區別あるを以て此兩者は各別に考へざるべからずと雖も本章には一括して便宜上廣く爲換相場の高下と題し而して這般の研究を試みんと欲す

手形の期限

手形の種類により爲換相場に差異ある原因

手形の期限に對する利息
手形の信用
手形の危險の度により之に對する擔保
手形の印稅其他

手形の期限　前章爲換相場表中爲換手形の期限の長短に由り夫々其相場に差あるを見しなるべし蓋し手形の期限の長短は爲換相場に

は大なる關係あり而して參着拂の手形は定期拂手形より其相場高く(支拂勘定の相場にて)又期限の短きものは長きものより高し是れ何故なりやと云ふに定期拂の手形は參着拂手形の如く支拂地へ手形の到着次第直に支拂はれざるを以て其支拂期日に至る迄の日數間の利子丈は割引するを以てなり即ち此割引の利子丈け參着拂手形との間に差異あるなり而して其利子は支拂地即ち外國に於ける利子なり何となれば定期拂手形は支拂地にて到着次第直に現金を受取ることを得ず故に若し直に現金を受取らんとせば銀行に就て之が割引を受けざるを得ず依て此の如き手形を賣買するには其割引利子丈け安からざるを得ざればなり假へば横濱にて倫敦へ宛てたる英貨百磅の六ヶ月後拂手形を買ひ之を倫敦へ送りたるに倫敦にては其手形を受取るも六ヶ月後にあらざれば其金額を受取ることを得ざる故直に之を受取らんと欲せば倫敦の割引歩合を假りに年六分とせば此割合にて六ヶ月分の利子即ち三磅を損せざるを得ずかくせば正味取金は九拾七磅に過ぎざる故倫敦の債主は百磅の仕拂に對しては之を受取ることを敢てせざるや明かなり故に横濱の負債主も亦百磅の手形にても實際九十七磅の直打あるに過ぎざる故此六ヶ月拂の手形に百磅丈けの直段を拂はず九拾七磅以下の直段ならざれば之を買入れざるなり故に定期手形の相場は隨て其期限の長き程安からざるを得ず但し横濱の爲換相場が反對に期限長き程相場高きは受取勘定の相場なるを以てなり斯の如くにして日附後定期拂の手形なれば其外國へ到着の日數を其內より減じ殘りの日數に對する利子丈安かるべきなり是れ郵送日數丈けは支拂地に於ても割引するを得ざればなり次に一層此關係を明瞭ならしむる爲め爲換相場表に據り例說せば倫敦宛信用四ヶ月拂は二志〇片八分の五仝六ヶ月後拂は二志〇片十六分の三なるを以て其差十六分の七は是れ六ヶ月と四ヶ月との差即ち二ヶ月分の利子なり然

期限長きもの程相場低し

爲換相場の高下

電信爲換の相場

れども此期限上相場の差は必しも常に同一の割合なりと云ふを得ず時に多少あり故に其割合彼此對照すれば次の如く不平均なるものあるを見ん例へば米國宛參着相場と仝三拾日後拂の相場の差が仝三十日後拂と四ヶ月後拂との差に均しきと等あり然れども要するに是れ金融の景況如何に因るものと知るべし次に電信爲換の相場は如何と云ふに此爲換は參着拂手形よりは尚一層手形の郵送日數を省き夫れ丈け早く支拂ふもの故其日數に對する支拂地の利子丈け相場高き勘定なり是れ受取人が其日數丈け早く金を受取ることを得るに依る又銀行より見れば夫れ丈け支拂地の爲換資金を早く減する故之に對する其地の利子を損すればなり但し電信料は相場の外に依賴人より支拂ふものとす

手形の信用

手形の信用　手形の信用とは換言せば手形關係人の信用なり而して其關係人の信用如何に依り手形を區別せば概ね五種類あることは前に陳へたる如くなるが要するに手形の信用厚薄程度如何は相場を定むるに必要なる條件なり、今信用の厚き手形は其薄きものよりは相場高きは原則なり是れ恰も堅固にして確實なる物品は脆弱にして組雜なる物品より其價貴きか如し故に爲換相場表に於て銀行と箇人とを區別せるは即之に基くものにて尚倫敦宛爲換の如き頻繁なるものに在ては此箇人相場を分ち更に信用及荷爲換の貳つとし各別に相場を示せり而して其銀行手形は信用より相場高く信用は荷爲換よりも相場高きを見るべし（横濱の爲換相場表は受取勘定の相場なる故此反對なり）

信用厚き手形程相場高し

然れども銀行必しも箇人より信用厚しと謂ふを得す箇人必しも銀行より信用薄しと謂ふを得されども大体の上より此く區別を設けたるとは前已に陳へたり但し獨り關係人の信用のみならす關係地の信用も相場に影響すれども夫は後に讓る

爲換相場の高下

手形の危險に對する擔保

危險の恐多き手形程相場低し

手形は危險に對する擔保　手形は其信用の厚薄に隨ひ其危險の度に多少あるを以て信用薄く隨て危險の恐れあるものは夫れ丈け安き譯なり又參着拂手形と定期拂手形とは其危險の點に於て小差なき能はず是れ手形が其到達次第直に支拂はるゝものは着後若干の日數を經て支拂はるゝものに比すれば其安全の度蓋し同一なりと謂ふを得ず何となれば此期日に至る若干日の間には如何なる變動生するやも計り難けれはなり故に此危險の擔保に對しては相當の割引なからざるべからす此故に定期拂手形の如きは參着拂手形に比し其期間の利息丈け安きのみならず更に此擔保料とも謂ふべきもの丈け一層安き譯なり而して手形の期限長きものの程危險の程度高きを以て其長短に準し一層相場安きを常とす

手形の印税

手形の印税　手形の印税も亦相場の中に加はるものとす英佛等の諸國にては定期拂手形の印税高きを以て此税金をも相場の中に計算するとあり是れ此等諸國に對する手形にして參着拂なれば印紙税も一定し且其税金も僅かなれども定期拂のものに在ては支拂地に於て其金高の多少に準し之を課するを以て手形の額面か巨大の金額なる時は少からざる税金を支拂はざるを得ず故に定期拂の手形を買ふものは夫れ丈け支拂地にて損あるを以て相場安からざれば買ふを欲せざるべく即ち此税金は振出人の負擔に歸し此れ丈け定期拂手形は更に安しとす

印税ある丈け更に相場低し

我邦の手形印税規則

因に記す都て我國より發する手形の印税は參着拂の分は送金手形の税率に依りて壹錢印紙を用ひ定期拂の手形は爲換手形約束手形の税率に準し相當の印紙を貼用す但し内國に用ふる和文の爲換手形は政府にて其用紙を發賣するも英文の手形用紙は政府より發賣せざる故各自隨意に之を製す又印紙は組手形には第一號手形にのみ貼用し第二號及第三號には之を貼用せず而して其手形の脇へ「第

爲換相場の高下

銀行の手數料

一號手形には印紙貼用す」First fully stamped と記すことあり

其他銀行の爲換相場には銀行にて之を取扱ふ手數料をも含むものなり故に此手數料丈け爲換相場は何れも高き譯なり內國爲換にては此手數料を送金手數料と稱し送金爲換の額面に應じ相當の打歩を課し又割引手形の場合には割引歩合を徵するもの即ち是なり然れども外國爲換に在ては銀行の手數料として別には徵收せされども(仲買人の手數料とは別なり)幾分か其爲換相場の賣り買相場の內に之を含みるなり

銀行の爲換賣買利益の中に加はるなり

一般に爲換相場の變動　右に說き來りたる所は之を要するに爲換相場を組成する要素の說明にして此等の要素に因りて各種手形の爲換相場は定まるものなるを知り得べし然れども此等の要素は他の事情の爲め種々變化を蒙ることあるを免れず隨て之れに依て組成せられたる一般の爲換相場に變動を及ぼすは云ふ迄もなし依て次に此變

爲換相場變動の原因

動の原因は那邊に存するやを探究し爲換相場の眞義を明かにすべし

外國爲換相場變動の原因

(一)手形の需要と供給との關係
(二)關係國の貨幣制度の差異
(三)關係國の金融事情
(四)關係國に於ける信用の變更
(五)非常なる場合の原因

爲換の需要供給

右に列擧したるは爲換相場變動の重なる原因なり以下順次之に就て變動の關係を示すべし(以下本章に揭くる說明は事多く經濟學上に立入り理論稍難なる所あるべけれども畢竟外國爲換の研究中最も大切なるは爲換相場にて其中最も肝要なるを爲換相場の變動とす依て讀者其心して最も深く本章を熟讀せられんことを希望す)

第一爲換の需要供給　凡そ物の價は其物の需要供給の關係に由りて定まる又之に由りて變動することは經濟學上の大原則にして固よ

爲換相場の高下

り論なきことなり而して爲換手形も亦一種の貨物なれは此理に由りて支配せらるゝことも疑を容れず其需要供給の理とは一言すれば需要が供給より多ければ物價昇り供給か需要より多ければ物價降る又此兩者相均しければ物價平準なりと云ふにあるを以て需要供給の關係に基く爲換相場の變動も亦此理に多ならす

爲換需給の多少に依りて生ずる相場變動を示す表

吾人は第一章の中に於て外國爲換の需要供給を生ずる諸原因を說明せしか此等國際上の貸借より生ずる爲換の需要と供給とは必ずしも常に平衡すと云ふを得ず故に需要供給の不平均に由りて生する相場の變動は最も普通に有勝の事なり次に此關係を一表によりて示さん

爲換の需要供給の關係によりて生する爲換相場の變動を示す表

(一)手形の需要供給より多し
- 買はんとする手形の金高(需要)は賣らんとする手形の金高(供給)より多し
- 爲換の價格上る
  - 手形價格か額面より上る例へば額面金百圓の手形か百圓以上の價格に昇るが如し
  - 此場合を打步と云ふ Premium
    - 手形の價格か額面以上に昇りたる丈け打步を生じたる譯なればなり
    - 又之を爲換の逆若しくは不利と云ふ
      - 說明は後に讓る

(二)手形の需要供給と相同し
- 買はんとする手形の金高(需要)か賣らんとする手形の金高(供給)より多し
- 爲換の價格昇降なし
  - 手形の價格は其額面金高と同し
  - 此場合の爲換を平價と云ふ Par
    - 手形の額面金高と價格とが平準なればなれず
    - 又之を爲換の平準と云ふ

(三)手形の供給か需要より多し
- 賣らんとする手形の金高(供給)か買はんとする手形の金高(需要)より多し
- 爲換の價格下る
  - 手形の價格か額面より下る例令ば額面百圓の手形が百圓以下の價格に下るが如し
  - 此場合を割引と云ふ Discount
    - 手形の價格が額面より下りたる丈け割引を生する譯なれなり
    - 又之を爲換の順又は利と云ふ
      - 說明は後に讓る

手形の需要と供給とによりて爲換價格に影響を及ぼす關係は前表の如し但し爲換の價格は支拂勘定の相場と一致する故又爲換相場との關係自ら明らかなり

手形の價格は前表の如く其需用供給の關係如何に由て高下すれども普通の場合に於ては其昇降には殆一定の限りありて一の手形は如何に其價格を昇降するも其打步若しくは割引の高は實際正貨を以て送金するの費用より超過することあるなし何となれば爲換は固と正貨遞送の勞費を省く爲めに起りたるものなれば其費用と同額又は其以上

に超ゆれは最早爲換に依るの効なければなり故に縱令打歩若くは割引となるも此區域を脫ると能はさるなり而して此高低の兩極點を名けて正貨輸送點 Specie Point と云ふ正貨輸送點の事は必要なれば例を以て細かに說明せんに今橫濱と倫敦との間に貿易取引の結果橫濱にて倫敦へ宛て四百萬圓丈の手形を賣らんとするものあり之に對し橫濱よりは倫敦へ五百萬圓丈け送金せんとすれば其差壹萬圓は正貨を送り倫敦にて支拂はざるを得ず然るに正貨を送るには其輸送料保險料等を合せ假りに其三分即ち參萬圓を費さざるを得ず橫濱に於て倫敦宛手形を買ふことを得ずして正貨を送るものは百圓に付三圓の費用を要すとせば橫濱にて倫敦に對する負債主は何れも此費用を避んが爲め爭ふて手形を買はんとするも固と手形の供給高は四百萬圓に過ぎざれば勢ひ手形の價格は上昇し百圓の手形は百圓以上ならざれば賣買せられざるに至るべし而して漸次上騰の結果額面四百圓の手形

正貨輸送點

が百〇二圓八九十錢に進むも猶正貨を現送するより利益あるを以て手形の需要者絕へず然れども若し更に一步を進めて百〇參圓に達し尙之も超ゆるに至れば最早手形の需要者も手形を買ひて送るよりは正貨を以て送金する方利益なれば直接に現金を倫敦へ遞送し負債を濟すを以て爲換取引は止るべし此時猶手形の供給殘れりとするも需要者を失へは供給者は其手形を倫敦へ送り現金の回送を請求し且つ自ら其輸送の費用を負擔せざるを得ざる故額面百圓の手形は之を百〇貳圓八九十錢の時賣るに如かず此故に普通の塲合に在ては如何に手形の需要多くとも其價は到底百〇三圓即正貨輸過點を超過して騰貴することを得ず

次に此例に反し橫濱に於て倫敦宛手形の供給五百萬圓なるも之に對して手形の需用高は四百萬圓に過ぎずとせば其差壹百萬圓は是れ供給が需用に超過する高なり故に橫濱にて四百萬圓の手形は之を賣る

とを得れども壹百萬圓の手形は買ひ手なき故手形所有者は之を倫敦に送附し正貨の廻送を請求せざるを得す然るに之を取寄すには又輸送費保險料等を要し自ら之を負擔せざるを得ざる故手形を有するものは此負擔を免れんと欲し爭て其手形を賣らんとするを以て手形の價下落し百圓の手形は百圓以下の價格となるべし然れども下落の結果九十七圓より下れば最早手形を賣るものなかるべし何となれば正貨を取寄せ輸送費を負擔するも猶正味九十七圓は手許に受取ることを得れは其以上の損失に甘んずるを要せざればなり故に如何程手形の供給多く手形の價格下落するも此の場合には九十七圓の正貨輸送點より下落するとなし

右の例に於て手形を賣る者若しくは買ふものが賣り或は買はんと競爭するの結果手形の價格に昇降を生じ隨て正貨輸送費のと起れども若し横濱の債權者が手形を振出さずして倫敦よりの送金を待ち又負

債者も自ら送金せず倫敦より己れに宛て手形を振出さしむるときは手形の賣買上競爭起らず隨て正貨輸送點の事なきに似たり是れ畢竟手形の賣買上正貨輸送料を負擔するものなければなり蓋し正貨の輸送料を負擔する者は手形の振出人又は送金者に在り而して手形の振出人の振出せる手形額面金額は普通外國貨幣なれば之に對し外國の振宛人は唯其金額を自國にて支拂へば可なるを以て兩國間輸送料の如きは負擔の限りに在らず依て手形の振出人は當然之を負擔す又手形を買ひて外國へ送金する者は無論外國に於て支拂をなすべき義務ある者故輸送料は當然其負擔に歸すかく輸送料の負擔者は手形の振出人若しくは買手に在る故何れも其負擔を輕くせんと欲し手形の賣買上競爭の結果手形の價格に變動を及ぼすものなれば假りに前記の如く横濱に手形を振出して賣る者及び手形を買ひて送金する者全くなしとせば手形の賣買行はれず隨て正貨輸送點の事更になしと謂ふ

國際貸借の多寡と相場との關係

國債總高國債高より多き場合

て可なり然れども實際には送金を待つ債權者及振宛人に立つ負債者のみにあらず又自ら手形を振出す者及自ら送金する者多くあるを以て手形の賣買も起り正貨輸出點の事も必ず生ずるものと謂ふべし

手形の需要供給によりて生ずる價格の變動及正貨輸送點の事は大略前陳の如くなるが是にては猶充分說明を盡さゞるの憾あり依て今一段を進め國際貸借の關係より考へ實際手形の需給に及ぼす有樣を略說すべし

第一　爲換に關係ある一國の債權高が其負債高より多き場合

輸出貿易高が輸入高に超越したる場合或は其他の原因に基き一國の債權高が權務高より多く隨て差逼り外國より受入るべき高が支出すべき高より多き時は是れ即ち其國の銀行が外國の銀行に對する貸方金額が借方金額に優るの結果を生ずる時なり其故は此場合には(一)銀行の買手形が賣手形より多きか(二)支拂手形(支拂の請求を受くる手形)

債務高債權高より多き場合

か受取手形(代金を取立つへき手形)より多し隨て孰れにしても結局出つる金高多く爲換資金は不足を告くるを以てなり然らは其不足差額は外國の銀行より正貨の遞送を受けて補はさるを得す(かく銀行の爲換に不平均を來す場合を片爲換と云ふ)然るに正貨の遞送は相當の費用を要する故爲換相場を割引となし以て賣手形を奬勵し買手形を抑制す但し此場合に受取手形と支拂手形の多少如何は外國より仕向けられたる後に至らされは顯はれさる故縱令結局受入るへき高支出高より多しとするも買手形が賣手形より多からさる時は一時其相場は却而少しく上騰するの現象を呈するとありと知るへし

第二　同債務高の債權高より多き場合

此場合は前項の反對に銀行の爲換口に現はるゝ結果は(一)賣手形は買手形より多きか(かく賣爲換多き場合を銀行にては賣持又は賣越と云ふ)(二)受取手形は支拂手形より多し故に結局入るべき金多くして銀行

の爲換資金は手許に過上するに至るへし而して此剩餘の差金丈けは外國の銀行へ對し負債となる故正貨の輸出を免れす依て之を妨ぐる爲め爲換相場を打歩となし以て買手形を奬勵し賣手形を抑制するを要す但し此場合にも前と同しく一時却て反對の相場を現はすとあり と知るへし

債權高と、債務高相同しき場合

第三　全債權高は債務高と同しき場合

一國の外國に對する債權高が債務高と同しく而して手形需給の高全く平均せば手形の價格は平價を保つへし然れとも實際には殆んと此の如き場合は皆無と謂ふて可なり然れとも爲換の價格が常に平價を保たんとするの傾向はありそは今片爲換となり相場に打歩を生すれば送金をなさんとする者も現下切迫せる負債の仕拂の外苟も其猶豫し得べきものは之が仕拂を延はすを以て差當り手形の需要大に減し價格下るに至るへし之に反し相場割引を生すれは送金の必要ある者は皆爭て仕拂をなすを以て手形の需要增し其價格を上すべし此故に普通の場合に在ては手形の價格は常に平價を距る遠からさる所にあ りと知るべし

關係國の貨幣制度

第二關係國の貨幣制度　手形の異同如何は爲換相場變動に大なる關係を有す蓋し兩國の貨幣制度同一なれば相場は一定の法定平價に支配せられ其變動は區域を輸送點に由て限らるれとも其制度を異にする場合には此範圍を脫して昇降するとあるべし而して貨幣制度の彼此異る場合に種々あり次に之を列擧して說明すべし

金貨國と銀貨國との間の爲換相場

(一)金貨國と銀貨國との間の爲換相場　曩に法定平價の說明中金貨國と銀貨國との間には一定の法定平價なし其故は金と銀とを比較して其兩者に一定の價格の割合を附くると難きに在り換言すれは金銀比價常に一定せさるにある事は既に陳へ

たる所なるがかく金銀相互の價格の割合定まらさる故隨て金貨國より見れは銀貨は一の商品に過さす又銀貨國よりするも金貨は一の商品に異らすとせは、金貨國と銀貨國との爲換相場が金銀比價の變動に連れて昇降するは毫も怪むに足らず依て今金の價銀に比し上騰せりとせば銀貨國に於ける金貨爲換は爲めに騰貴すべし何となれば金貨爲換とは即ち金貨を受取るへき一の切手なるを以て此爲換を買ふは、金貨を買ふも同一にして而も之を買ふに支拂ふべき金は即ち銀貨なればなりかく金貨を代表する金貨爲換が銀貨國に於て上騰すると同時に金貨國に於ける銀貨爲換此場合に下落すべし是れ前と同樣の理に歸するものにて說明を要せず明らかなるべし次に銀價金に比し騰貴したる場合には如何と云ふに此場合には銀貨國に於ける金貨爲換下落し金貨國に於ける銀貨爲換上騰すべし

(二)、金、又は、銀貨單本位國と複本位國との間の爲換相場

凡そ複本位國に於ては金銀兩貨を本位とし而して兩貨の間には法定の割合を附するも實際に於て比價は前述の如く一定せす兩貨の割合は市價にて種々に變動し法定の割合より或は高く或は低くなるを以て其變動の模樣に依り兩通貨の內一は必す他の一を驅逐し去り實際通貨として流通するは殘り一種のみとなり單本位と毫も異らさる實況を呈すに至るべし故に復本位國は其實單本位國と同樣の姿となり其國と單本位國との爲換相場は前項と同じく金銀比價の變動に伴ひ左右せらるゝものとす

右に陳べたる金銀比價變動の結果複本位國にて兩本位貨の一が他の一を驅逐するとは是れ經濟學上所謂「グレシヤム」の法則に依るものにて「グレシヤム」の法則とは彼の經濟學者「グレシヤム」氏の創說に係る所のものにて良貨幣は惡貨幣を驅逐すと云ふ一原則なり今複本位國に何をか良貨と云ひ又何をか惡貨と云ふやと云ふに金貨又は銀貨の

中法定の割合に比し實際の市價が高きものを良貨とし同市價の安きものを惡貨とす而して此良貨が惡貨を驅逐すと云ふ譯は一例を以て說けは法定の割合金一に對し銀十六(金一銀十六とは例へは金の一匁の價は銀の拾六匁の價に均しと云ふ意なり)と定まれる時實際の市價にては金一に對し銀十七に當る相場なりとせば前者に比し後者は銀の金に對する價安し依て此場合に銀貨は惡貨にして金貨は良貨なり然るにかく銀の價金に比し減せは反對に金の價銀に比し增せる故に其良貨即ち金貨を貨幣として通用せしめんか銀に對する法定の價格は飽迄十六倍に過ぎざれば實際市價にて十七倍の價格ある金貨を地金となし之を市價にて賣れば銀の十七倍となり其差丈け利益あるべし故に此の如く金の市價が法定の價格より上る時は地金を有する者は勿論之を貨幣として通用するを欲せざるのみならず既に貨幣として通用せるものも地金となりて賣買せられ又は外國へ輸出せらるべ

し而して其代りには惡貨なる銀貨漸次增加し意に流通界には金貨全く其跡を絕ち銀貨獨り其後を占むるに至るべし此場合に銀貨の增加する譯は地銀を有するものは勿論之を有せざるものも安き地銀を買ひて之を鑄造せしめ而して金貨を以て金貨を法定の割合にて吸收し去る故に竟には國內銀貨のみ充溢するに至るべし此故に複本位國にては金銀兩貨の法定の割合と市價との間に開きを生ずる時は必ず「グレシャム」の法則に支配せられ惡貨のみ流通するに至るを以て實際上單本位國の姿となるべし是れ我邦の既往に照し甚だ明白なる所にして我邦は正に此法則を實驗せしものと謂ふべし我邦の貨幣制度は明治の初年金單本位制を布きしも其後貿易銀なるもの出で漸次其流通の區域擴まるに從ひ始は開港場限り流用せしもの終に明治十一年より貿易銀を國內一般の用に供するとになり同時に之と同値の一圓銀貨を鑄造するに至りしより始めて複本位制となり爾來殆と廿年間此二

を襲用せり然るに我邦の複本位制を採るや爾後銀價は常に下落の一方に傾きたれは良貨幣なる金貨は其後全く流通界に跡を絕つに至り恰も銀貨單本位の姿となれり而して其後益銀價下落の結果は明治二十三年の頃には猶金一銀三十二三迄下落せしかば金貨爲換は愈其相場を高めたり而して此金銀比價の變動より生ずる變動は區々輸送點の範圍に制限せらるゝ小往來に止まらされば其局實に非常の變動を現はし明治二十年頃横濱の紐育宛爲換相場八十弗を超へしもの二十八九年には五十弗内外に下りし如き(受取勘定の相場なる故下れり)是れ主として銀價下落に職由する所にしてかゝる莫大なる變動は決して他の原因より容易に起るべからざる所なり故にかく著しく金銀比價に變動ある時の爲換相場は眞の爲換相場にあらずして一に金銀相場なり我邦は從來多年此金銀相場の下にありて貿易上の阻害を蒙りしと些少にあらさりしかば近年(明治三十年)金貨の新制を採るに至り大に此點の不利益を免るゝに至れり然れとも今後爲換上利便を受くるは是迄不便を蒙りし金貨國との間に在れば銀貨國との相場は將來金銀比價の變動に伴ひ著しき影響を蒙るとなしとも限らねども一得一失は到底免れ難ければ我邦には寧ろ比較的必要なる金貨爲換に變動少き方利便なる故右改制は我邦の外國爲換上先づ利益多きものと謂ふべし

又此金銀比價より生する爲換相場の變動は他の原因より生する變動を壓倒するとあり例へは一國の輸入か輸出に超過して正貨の流出盛んなるに却て相場下落し或は輸出か輸入に超過して正貨の流入多き場合に却て相場騰貴するとあり而して其原因を探査すれば全く輸出入の差より及ぼす反動の勢力よりも金銀比價に基く變動の勢力強きによりかく反對の結果を來すとあるなり

前に複本位制を採れば惡貨の良貨を驅逐するとを說明せしが同じく

複本位制を採るも金銀兩貨を均しく自由鑄造に任せず惡貨の鑄造に制限を加へ又は之を禁する時は良貨の流出を防ぎ得べし現時のラテン同盟諸國即佛を始め伊、端、白等は名義上複本位貨なるも銀貨の鑄造を廢せるを以て事實上金單本位國の如し其銀貨鑄造の廢止に至りし顚末を概記せんに此等の諸國が其始め千八百六十五年貨幣制度上の同盟を結びし當時は銀貨大に昇高せしを以て其結果「グレシャム」の法則に依り歐洲各地よりは盛んに地金を佛國に送り同國の造幣局にて本位貨幣の鑄造を依賴し之を其國の銀貨に交換して利益を計りしを以て大に銀貨流出し金貨國內に增加せり然るに其後千八百七十四五年の頃に至り銀は反對に下落し始めたるを以て其結果前と同し理にて金貨盛んに流出せしかば其時同盟諸邦互に協議して銀貨の鑄造を各邦人民一人に付六法の割に制限せしも猶依然として益下落せしかば竟に千八百七十八年全く銀貨の鑄造を廢し引續き今日に到れり而

して現時は事實上金本位國と同樣なるは前說の如し

(三)關係國の一方に不換紙幣を流通する場合

不換紙幣とは正貨と同樣に通用する効力を政府が法律上與へたる一種の紙幣にして兌換券の如く正貨と交換する約束を含まざるを云ふ故に政府の信用が墜ちたる時又は紙幣濫發の場合には非常に其價の下落を來すとありて爲めに正貨は之に對し一種の物品たる如き關係を有するに至るべし但し兌換券流通の場合には其兌換券の金券なると若しくは銀券なるとにより各金貨國若しくは銀貨國との間の爲換相場と異りなし例へは甲國には金本位貨流通し乙國には兌換銀券通用する場合には前に說きたる金貨國と銀貨國との間の爲換相場の關係に相同じ然るに不換紙幣通用する國との相場の關係は別にして不換紙幣は其濫發によりて下落する故普通の爲換作用以外に相場に變動を與ふべし即ち不換紙幣の流通する國にては紙幣の下落するに隨

び正貨爲換は騰貴すべし是れ云ふ迄もなく紙幣下落の結果正貨との間に打歩の差異生し此打歩丈け多く拂はされば正貨と引換ふるとを得さる故隨て爲換の上にて之と引換へんには正貨輸送料の外此打歩をも支拂はさるを得さるは當然なり次に正貨國より不換紙幣の流通せる國に對する爲換は正金輸送點以外に猶紙幣の下落する丈け相場下落するを法とす是れ支拂はるべき國の通貨が不換紙幣にて之を正貨に引換へんには若干の打歩を要するとせば手形の振出人が直接に手形を此國に送りて正金を取寄せんとするにも此打歩丈け手形額面金額より減する譯故不換紙幣の通用する國へ宛てたる手形か夫れ丈け安く賣買せらるゝは至當の事なり而して通常不換幣の流通する國にては「グレシャム」の法則其作用を現はし正貨愈流出し隨て不換幣益增發せらるゝに至るものにて露國の如きは嘗て銀紙の間に五割餘の差を生じ爲替相場に非常の影響を蒙りたるを以て一時正貨の輸出を禁じたるとおり又不換幣增發の結果其國にては物價騰貴し隨て輸入增進する故手形の需要增し相場騰貴の傾向を與ふるを以て紙幣の下落より生ずる騰貴と併せて其變動大なるものとなるなり殊に其國にて法律上正價の輸出を禁したる場合には其騰貴は何程迄進むや殆と制限なきものなり何となれば其國に於て外國に負債ある者正金を送りて拂はんとするも正金の輸出を禁制せる故如何に高くとも手形を買ひて送らざるを得ざればなり故に此場合に其國の債主即ち手形の供給者は非常の利益を占むるを得べし然れども之が爲め輸出進み輸出減して手形の需要衰ふれば其結果却て正貨の輸入を見るに至れば爲換は穩當に復すべし右の外不換幣の外全く正貨流通國にて不換幣の外全く正貨なき場合は如何と云ふに此時は前記の正貨輸出禁制の場合と同一の結果を來すものと知るべし

以上の外一國の貨幣が全體に磨滅したる時に相場に影響を及ぼすと

も考ふべし

之を要するに貨幣制度の異同より生ずる爲換相場の變動は他の諸項より生ずる變動と其趣を異にし他の場合に於ける變動は之を眞正の變動 Real Fluctuation と稱し此場合のものを名稱上の變動 Nominal Fluctuation と云ふべきものなりそは前者に在ては其相場の變動せる丈け手形の價格實際に變するも後者は唯名義上の昇降にて其眞價格には變動を與へざればなり例へば銀貨國にて銀價の下落より金貨爲換の相場高しと云ふも是れ畢竟下落して安くなりたる銀貨にて受授するを以てなり今銀貨國の輸入商が百磅の物品を買入れ百磅の爲換を買ふに以前は銀五百弗に當りしもの今は之に對し千弗を拂はざるべからずとするも輸入品の價も爾來騰貴し以前銀五百弗のものは又千弗となれる故結局輸入商は此爲換相場の變動より損得する所なかるべし但し之には例外の場合なき能はず現に我邦にて明治廿五六年の頃我

邦に於ける銀價下落の割合が世界に於ける全般の銀價下落と平衡せざりし時には國内物價騰貴の割合之に伴はざる故隨て輸出商の如き手形の供給者は利得をなせり何となれば内國にて割合に騰貴せざる物品を買入れ之を輸出し而して騰貴せる金貨爲換を賣りたれば其間に尠からざる利得あればなり而して國内物價騰貴の度低き程輸出商の利益は多き割合なり然れども此有樣は永續せず輸出增加の結果銀貨大に流入し爲めに國内の銀價も世界一般の相場と伴ふに至るを以て久しからずして名稱の變動となるべし

凡そ名稱の變動は爲換相場の變動中最不定にして且大なるものなり是れ其變動たる眞正變動の如く手形上の性質に基き一定の範圍に限られざればなりかく名稱變動は不規則のものなれば其變動甚しき國に對し振出す手形の額面金額は之を支拂地の貨幣とせず振出地貨幣の儘にて振出すとあり例へば米國にて日本へ宛て手形を振出すに米

貨を手形の金額となすが如し(手形の種類中に在り)是れ日本に於て支拂人が支拂をなすに都合よき相場の景況を見計らひ支拂をなすに便なればなり

關係國の金融事情

第三關係國の金融事情　定期拂手形相場には利息なる一要素を含み其利息は外國に於ける金利に依りて定まるとは前已に述べたり依て定期拂手形の相場が外國の金利の狀況如何に依て影響を受け以て其結果を一班の爲換相場上に及ぼすとは明かなりと雖も獨り支拂地の金利のみならず又振出地の金融も爲換相場の變動に力あるとは忘るべからず故に爲換相場の變動には内外共に其金融事情の如何は此一因となるものなり先づ大体に於て爲換相場は外國利子の歩合に定まると雖も今外國の利子が内國のものより歩合高き場合及反對に外國の利子が内國のより低き場合には如何に影響する所あるやを考ふるに例を以て之を示せば我國の利子歩合は四歩なり然るに外國の金利は八歩なりとせば資金を外國に運用すると正に倍の利益あれば外國へ送金する者增加すべし依て手形の需要增し相場は上るべし之に反し外國の金利六歩にて内國の歩合は壹割貳歩なりとせば外國より資金を取寄せ運用する方正に倍の益ある故外國銀行へ預金ある者又は外國支店に遊金あるもの其他外國に資金ある者は皆爭ふて之を我邦に回送せんとし之に對し手形を振出すを以て手形の供給增し又送金せんとする者は必要目下に逼るもの、外敢て之を爲さゞる故手形の需要減じ隨て相場下落するを免れず故に換言せば外國の金利上れば爲換相場上るの傾向を生じ又外國の金利下れば爲換相場下落の傾向ありとす

爲換相場の高下

右の原則は普通の場合には然りと雖も亦必ずしも然らざるとあり彼恐惶に際しては如何に外國の金利高くとも却て資金の流出を恐れ手形の需要者なく相場却て大に下落するとあるが如し又内國金利に比

し外國金利の高低の割合に準じ相場は昇降するものならず要するに金利上より受くる相場の變動は單純に內外金利の差と數理的比例を有するにあらずして廣く內外金融市場の景況に據り支配せらるゝものと云ふて可なり又其景況は獨り現狀のみならず將來の見込により ても左右せらるゝなり今目下は外國の金利我のより安きも日ならず して高まるべしとの見込確かなる時は相場の下落大ならざる如き又 は外國金融逼迫の結果一時內國の金利より高くとも近く其下るとの見込あれば相場の騰貴案外多からざるが如し蓋し右の如く內外金利の景況により爲換相場に影響を及ぼすとは今日の歐米諸國の如く互に國情相通じ資金の融通盛に行はるゝ國柄にあらざれば相場上の影響必ずしも是ありと謂ふべからず我邦の如き歐米諸邦との距離も隨て遠く從來國情も餘り深く知悉せられざれば隨て相場上に此關係を及ぼすとなかりしが近時我邦金貨制を採りしより外人の投資にも便

なるに至り且國情も漸く知らるゝに至りたれば數年を出でずして稍此實況を見るに至るべき乎

關係國の信用

第四關係國の信用　手形關係人の信用は爲換相場組成要素の一なると前に說きたり然れども獨り關係人のみならず關係國の信用も大に必要なる條件なれば之に依りて相場が影響を蒙ると云ふ迄もなし故に關係國の事情にして一變し其信用上變體を現はすとありとせば直に相場の變動を現すべし例へば或る信用厚き國に於て恐慌起らん乎忽ち其國に對する爲換相場は低下すべし是れ其國に宛てたる手形は此場合には其支拂不安全と認められ手形の需用減ずるを以てなり

非常の場合の原因

第五非常の場合の原因　平時に於ける爲換相場變動の原因は上來記する如くなるが若し夫れ非常の場合に於ける變動は豫め定律を以て測り難く頗る據るべきの標準を定め難し是れ種々變調錯雜せる原因に出づるを以てなり其非常の場合とは例令戰爭の破裂又は激烈な

爲換相場の高下

る恐慌の來る場合の如く總て國家不穩の時機を云ふ何故此際異例の爲換相場を生ずるやと云ふに人心恟々の結果財產ある者は專ら其收攬に力を盡し手形の如き振出し得らるものは成べく早く之を賣りて現金を得んとを急ぎ而して一方に止むとを得ざるもの、外は手形を買ふとを控ふるを以て相場は益下落すべし彼の「ゴッセン」氏の外國爲換論中に掲げたる千八百六十一年中合衆國に於て內亂蜂起の兆候漸次現はれ而して米國爲換相場の頓に下落したる場合の如きは實に其適例なり當時米國の貿易は著しく輸出超過に傾き居りしが政海恐惶の結果一層輸入を減退せしめ同時に著しく穀類麥粉の輸出を促せしかば愈片貿易となり爲めに爲換相場は益下落せり然るに輸出商は當時の形勢益不穩なるを以て現金の回着を待つとを敢てせず此不利なる爲換相場にも拘らず益手形を振出し之を賣らむと試みしかば益下落に下落を重ね竟に輸送點以下尙遙かに沈低せり此原因は明かに恐

慌に取卷れたる國民が拱手して外國より現金の回着を待つを敢てせざりしに歸するものにて結局國家の事態不穩なるが故なり此故に國家に事變の起伏する時には種々特別の情況關係より異例の相場を生ずるは歐米に於ける實例に徵し明かなり依て斯る際の爲換相場の變動を研究せんには深く其顚末を仔細に究めされば容易に其原因を斷定するを得ず但し右の場合に事態不穩の國のみならず又之と關係する爲換上の對手國の相場も爲めに影響を蒙るは固よりなり

右にて大略爲換相場變動の原因に關する說明を盡したれば次に爲換相場の高下に伴ふ種々の結果を陳ぶべし

兩國相互爲換相場の影響　以上陳べたる相場變動の諸原因を了解したる時は之と同時に兩國彼我の爲換相場が相互に影響するとを考ふべきなり凡そ爲換は同時期に起る受拂を差引くものなれば今甲乙兩國間に受拂すべき金額同一なりとせば正金輸送の必要なく兩國間

の爲換相場は双方共互に平準なるべし然るに若し甲國より乙國へ對し支拂ふべき高受取るべき高より多しとせば甲國にては結局差引正金の輸出を免れざれば甲國の爲換相場は打歩を生ずべし之と同時に乙國にては差引正金の輸入ある故爲換は割引となる即ち甲國にて爲換相場高き時は乙國にては同しき相場の低き時とす次に之に反し甲國か乙國に對し支拂ふべき高より受取るべき高の多き時は甲國は差引正金を輸入すべきを以て相場は結局割引なれとも同時に乙國にては差引正金輸出する故爲換は打歩となり即ち甲國にて爲換相場低き時は乙國にて相場高き時とすかく兩國の相場は互に相影響して變動する傾きありと知るべし

爲換相場の高下と輸出入品の價格との關係　爲換相場の高下は隨て之に關係する取引の受拂金額に影響を及ぼすべし之を例示せば米國宛相場五十弗の時に我貨幣金壹千圓を拂ひて可なりしもの四十九弗に下落せは金千〇貳十圓四十錢八厘を支拂はさるを得さるか如く相場の變動は受拂の價格に影響を及ぼすものなり而して其受拂の價格中最も普通にして且必要なるは輸出入品の價格なれは次に其關係を略叙すべし

先づ爲換相場の變動と輸出入貿易品の價格との關係は彼我兩國の經濟事情に依り種々に影響するを以て確然明示し難しと雖も其大要を一表に約せは左の如し

貿易品	(一)輸入品	受取勘定の相場	昇れは　其價格下る
			降れは　同　上る
		支拂勘定の相場	昇れは　同　上る
			降はれ　同　下る
	(二)輸出品	受取勘定の相場	昇れは　其價格下る
			降れは　同　上る
		支拂勘定の相場	昇れは　同　上る
			降れは　同　下る

第一、爲換相場と輸入品價格との關係

輸入品は多く輸出地の市價に由て定まり而して其價格は輸出地の貨幣にて一定せるを以て輸入地の爲換相場受取勘定にて上りたる時は輸入商は夫れ丈け少く支拂へば足るを以て其價は安くなるの傾あり又相場下れば夫れ丈け輸入商は餘分に其代金に對し支拂はさるを得ざる故其輸入品の價高くなるの傾あり例へば英國より我邦へ百磅の毛布を輸入せる場合に倫敦宛爲換相場二志なれば之に對し我邦輸入商の支拂ふべき高は壹千圓なり然るに今相場騰貴して二志一片となれば九百六十圓となり此差四十圓丈け安く當る又右の相場下落して壹志十一片十六分の七となれば壹千〇廿四圓に增加し差引廿四圓丈け高く買はざるを得ずかく英貨は一定し何れも百磅なるも相場の變動に依り實際輸入商の支拂ふべき高に多少を生じ隨て輸入品の價格に高低を生ず但しかくして爲換相場下落の結果輸入品の價上れば隨

て輸入品の需要減じ輸入衰へて爲換相場上騰するに至るべし蓋し之は受取の勘定の相場なるも輸入地の相場支拂勘定なれば其反對に爲換相場の騰貴に依て輸入品價格上り相場の下落に依て其價下るべし右の實例は近年我邦にて爲換相場下落の爲め外國より購入する物品の價格大に上り又政府か外國へ支拂ふべき公使館領事館の費用及外國債の利子等著しく增加したるを見て知らるべし

第二、爲換相場と輸出品の價格との關係

輸出品は輸入品と異り其品の價格は多く輸出地の貨幣にて定まるを以て其價格にして變らざる以上は輸出物品に對し受取るべき金額は爲換相場の變動如何に拘らず同一にして影響を受くるとなし例令我邦輸出品の代價を五百圓とせば相場の如何に拘らず五百圓に相當する外國貨幣に對し手形を振出す故毫も損得なし又其代金を輸入地より送金せしむるも其送金額は同じく五百圓なるを以て受取る金額に

は影響せず故に此場合に爲換相場の變動により影響を蒙る者は前項の如く輸入商に在りとす(但し輸出品の價を輸入地の貨幣にて定めたる時は別なり)然れども相場の變動は全く輸出品の價に差響くとなしとも謂ふを得ず其所以は今我邦より米國へ生絲を輸出するに米國宛相場五拾弗の時生絲百斤に付八百圓の相場とすれば之を米國へ輸出し米國にて之に對し支拂ふべき手形の金額は四百弗なるべし然るに今爲換相場騰り五拾壹弗となれば同じく八百圓に對し四百〇八弗を支拂はざるを得ず即此差八弗は米國より見れば不利にして此れ丈生絲相場が上りたるものなる故米國の輸入商は日本の外に支那其他の生絲產出國より安き品を買入れんとし我邦生絲の需要は漸く減ずるを以て之が爲め我邦の生絲相場は低落するの傾を生ずべし

右の如く輸出品の價が影響を蒙るとは我邦の生絲相場の如く殊に外國市場の相場如何に依り支配せらるゝ場合に著しきものにて今其實

況を我生絲相場に就て說明せんに橫濱の米國宛爲換相場が五十弗の時生絲の價八百圓は米貨にて四百弗に相當す然るに若し相場五十一弗に騰れば之に對する米貨は四百八弗に當るも米國の注文主は四百弗より多く仕拂ふを欲せざる故勢ひ輸出品の價を下け五十一弗の相場にて四百弗に對する圓銀即ち七百八十四圓三十一錢四厘となすべし故に我邦の爲換相場(受取勘定)上れば輸出品の價下るべし次に爲換相場下り四十九弗となれば八百圓は三百九十二弗に相當する故八弗丈け輸入地買主の利なり依て我邦の生絲相場を上げ八百圓のものを例へば八百十圓になすも之を米貨に直せば三百九十六弗八十仙となるに過ぎず是れ相場五十弗の時八百圓の品を買ふより買主は安く付く故縱令八百十圓迄生絲の價を引上るも輸入地の價格に差響くとなし即ち我邦の爲換相場(受取勘定)下落すれば輸出品の價格は上るの傾あり又右は何れも受取勘定の相場なる故支拂勘定の相場ならは此反

對なり

之を要するに爲換相場は輸出入貿易上大なる關係を有する故貿易に從事する商人は常に爲換相場の變動に注意し輸出商は我邦にては成るべく相場の低き時賣らんことを努め又輸入商はなるべく相場の高き時を見計らひ支拂をなす樣になすべきなり

銀行の手形賣買損益　爲換相場の高下に伴ふ箇人の損益は前項の如くなるを以て次に銀行か之に依て損益する所を陳んに凡そ銀行の手形賣買より得る損益は主として手形の賣相場と買相場との開きに在り例へば米貨千弗を四十九弗の相場にて賣れば貳千〇四十圓八十一錢を得又同しく千弗を五十弗の相場にて買へば貳千圓となる故に差引四十圓八十壹錢の利益となるか如し盖し賣爲換と買爲換との爲換相場に高下の差あるとは前に述へたる所にて此差に依て銀行が受くる利益は是れ普通のものなり然らば一般爲換相場の變動による銀

行の損益如何と考ふるに一般に爲換相場の變動する時は賣相場と共に買相場も變動する故買直段と賣直段は同樣に高低し其開きに多少を生せざれば銀行の利益を增減するとなし然れども若し安く買ひたる後相場に變動起りて之を高く賣り又は高く買ひたるを安く賣るが如きとあれば夫れ丈け損益に影響する者なり故に要するに銀行の手形賣買損益の多少は實際賣買したる相場の開きの大小に依る者とす右は銀行損益の多少に係はる理屈なるが今此損益は如何に計算するやと云ふに銀行にて賣買する手形の口數は實際數多あり且其賣手形と買手形とは何等の關係もなく全く別物にて其金額も亦互に異るを以て此等を區別して損益を立つると到底能はざる故賣手形の賣直の總額と買手形の買直の總額とを比較し之を差引して實際損益せし高を求むるを得べし然れども眞の爲換損益は之を求むると頗る困難なり是れ何となれば賣買したる手形中には期限上各種の手形あれば此等

利息の關係等錯雜せるを以てなり

第六章　爲換の裁定

前章に爲換相場の性質に就き大要の說明を施したれば本章には更に進んで外國爲換取引上必要なる爲換の裁定の事を陳べ併せて實際爲換取引に必要なる條件を示さんとす

爲換の裁定　Arbitration of Exchange or Exchange Arbitration (此譯語は此他或は爲換の斷定或は仲裁或は振替等種々あれども著者は暫く其中最も適當と信ずるものを採る)とは爲換を賣買するに如何なる爲換の方法に依る方利便なるやを判斷するを謂ふ而して之を說明するには先づ直接爲換間接爲換とを區別するを要す直接爲換 Direct Exchange は直接に貳ヶ國間を往來する爲換を謂ひ例へば甲國の債權者乙國の負債者に對し直接乙國宛の手形を振出し又は甲國負債者が乙國債

直接爲換

間接爲換

必要上の間接爲換

權者へ直接乙國宛の手形を買ひて送金するが如く總て普通の爲換取引を謂ふ然れども外國爲換なるものは素と必しも貳ヶ國間にのみ行はるゝものにあらず廣く諸國と關係するを以て一の爲換取引が直接に關係ある二ヶ國の外他の國を經由して間接に行はるゝとあるは怪むに足らず而して此種の爲換を間接爲換 Indirect Exchange と謂ふ此間接爲換の起る場合に二あり一は其止むを得ざるに出づる場合と他は裁定の利益あるに由るものと即ち是なり而して前者は例へば甲國と丙國との間には直接の爲換取引なしとせば止むを得ず乙國たる第三國を其間に加へ其媒介に依て爲換を行ふものなり是れ我邦と南米諸邦との間には常に直接の爲換取引なきを以て稀に爲換の必要起る場合には第三國例へば倫敦を經て爲換を取組むを得るが如し此場合の關係は假らに日本より南米巴西へ向け送金せんとするものと考ふれば日本の送金者は倫敦の銀行宛送金手形を買ひて之を巴西へ送れば巴西と

倫敦間には常に爲換の關係ある故巴西の銀行にては英國口爲換資金の內より支拂ひ之を倫敦へ請求すべし倫敦にては更に日本口爲換資金の內より濟まし日本へ請求すべし此例は甚だ稀なる場合を取りたれども手近く日本と米國との間の爲換も日本より米國へは輸出常に輸入に超過し片爲換となるを以て日本へは輸入超過の關係ある英國へ支拂を振り向くるとありかく間接爲換の中間に立つ國は諸國と廣く取引ありて而も其頻繁なる國なるべきを以て今日は世界金融の中心を以て目さるゝ英國實に世界の爲換交換所たり英國は遍く各邦と貸借の取引を有し殊に同國より他へ貸出せる資金多きを以て到る所の諸邦概ね負債を帶び爲めに同國に宛てたる手形は非常に其需用多し我邦の如きも英國爲換最も盛んに行はれ米國爲換の如きは殆ど其必要なき程なりそは日本より輸出する生絲の代金を米國より支拂ふに其手形の支拂地を十中八九迄倫敦宛にするにても知らるべし是れ前述

の如く米國は我國よりの輸入常に輸出に超過し日本より受取るべき金額より支拂ふべき金額は多き故兩國間の直接爲換は常に米國に取り利ならず然るに倫敦と米國との爲換取引は貸借よく平均するの傾あるを以て米國は自國の負債を支拂ふに英國を經て日本に支拂ふ方利なるを以てなり其他我邦の外國爲換は英國爲換常に最も重要なる部分を占む

間接爲換は右の如くにして中には其取引種々複雜に亘るものありと雖も何れも銀行の本支店又は其コルレスポンデントの間に行はるゝ故圓滑に取引せらるゝなり又かく間接爲換の便法あるを以て兩國貸借不權衡の結果正金を輸送すと云ふが如きは畢竟此間接爲換の手段全く盡きたる場合に過ぎずとす

次に裁定上の利益に基き間接爲換の行はるゝとは換言せば手形賣買の利益上間接爲換を行ふとにて前項の場合とても畢竟此利益あるが

裁定上の間接爲換

故に外ならず蓋し世界の爲換は遍く諸國の爲換市場間に流動し若し一市場にて割よき爲換あらんか忽ち世界の爲換爰に集中すと云ふも敢て過言ならず是れ何故なりやと云ふに畢竟爲換の裁定に基き間接爲換行はるゝを以てなり尙今詳しく之を說明せんに爲換相場なるものは各其市場に於ける手形の需給其他の理に由り常に變動するを以て或る市場の相場にて打歩を生じ他の國にて割引を生するものある時は有り勝ちの事なり故に手形を賣買する商人又は銀行等は常に世界各國の爲換相場に着目し其利のある所を擇ぶは云ふ迄もなき事なれば之に依りて或る國と爲換取引をなすに當り直接に之を行ふよりは間接に或る利益ある他國を通じて爲換を行ふ事利なりと裁斷すれば則ち間接爲換行はるべし

爲換裁定の目的は手形を賣買するに如何なる爲換の方法に依るが利なるやを裁斷するに在ると前に述べたるが如し而して之を區別すれ

ば二となり一は銀行又は商人が賣手形を有するときには何國の市場に於て之に對し最も多くの金額を得らるべきやにして他の一は送金の必要あるときに何れの市場にて最も安く手形を買ひ得らるべきやを判斷するに在り今後者の場合を例示せんに爰に横濱の商人倫敦へ送金せんとせるに當て爲換相場の景況を見るに横濱に於ける倫敦宛手形騰貴して輸送點に近づき之に反し巴理手形は下落して平價以下にあり然るに倫敦に於て巴理手形は其需要多くして相場甚だ上騰せりとせば右横濱商人は此爲換を裁定し巴理宛手形を買ひて之が支拂に充つるを利益とするが如してかく爲換の裁定をなすには廣く各邦爲換市場の模樣を熟知し且其相場の高低に着目して常に精細なる觀察を施さゝるべからず因に記す凡そ裁定の事は獨り爲換のみに限らず寶石貨幣公債貨物其他あらゆる交換し得らるゝ物品に就きて此方法に應用し得べし

次に爲換裁定の計算を説明せんに

(一)横濱より巴理へ向け金千圓を送金するに横濱の巴理宛參着相場は貳法五十四參なりとせば金千圓を以て送金し得らるゝ佛貨は

$¥1 : frs2.54 :: ¥1000 : x$ $x = frs2,540.$

即ち二千五百四十法なるべし然るに今之を倫敦を經て送金せば直接に右の如く巴里へ送金すると得失如何を計算するに

横濱にて倫敦宛賣相場　二志〇片十六分の五

倫敦にて巴里宛買相場　二十五法二十二參二分ノ一

右の如き相場ならば倫敦を經由して巴里へ送金するに同しく千圓を以て

$¥1 : 2^s.0^d\frac{5}{16} :: ¥1000 : x$ $x = £101.6.0.\frac{1}{2}$

$£1. frs25.22\frac{1}{2} :: £101.6.0\frac{1}{2} : x$ $x = frs\ 2,555.\frac{35}{...}$

即ち二千五百五十五法三十五參弱となり直接に送金するものより差引十五法三十五參丈け差益を生ずるを見ん故に此場合には倫敦を經由して巴理へ送金するを利とす尚他の一例を示せば

(二)新嘉坡より横濱へ金千圓を送金するに間接若しくは直接何れの爲換に依る方利益なりやを裁定するに先づ間接爲換にて上海を經由するものは

新嘉坡にて上海宛相場　七十二兩

上海にて横濱宛相場　七十八兩

とせば次の比例式により

$\$x = ¥1000$

$¥100 = Tls\ 78$

$Tls72 = \$100$ $x = \$\ 1.083.\frac{33}{...}$

即千〇八十三弗三十三仙を以て金千圓を送金するを得べし次に香港を經由するものを計算せば

新嘉坡にて香港宛相場　八分ノ三歩割引

香港にて横濱宛相場　五歩打歩

なるにより其比例式は

$\$x = £1000$

$£100 = \$105$（香港にて）

$\$100 = £99\frac{5}{8}$（新嘉坡にて）　$x = £1.046.\frac{06}{...}$

の如くにて即ち千〇四十六弗〇六仙となる右は何れも間接爲換なるが次に直接爲換に依れば

新嘉坡にて横濱宛相場　四歩打歩

にて

$\$1000 = £1000 + (£1000 \times .04) = £1,040.$

即ち千〇四十弗となり前二者の何よりも最も安く手形を買ひ得るを以て新嘉坡より横濱に宛てたる爲換は此場合には直接爲換によるも

の最利益なるを見るべし

前二例に示したる間接爲換の如く單に他の一國のみを經由する場合を單一間接爲換と云ひ若し中間に立つもの二國以上に亘るときは之を重複間接爲換と云ふ例へば横濱より倫敦へ送金するに紐育及巴里を經由するが如し

右に示す間接爲換の場合には中間に立つ各地に取次人ありて順次其取次人を經て送金するが如くなれども實際に於ては斯く好都合なると稀にして且眞に裁定の目的を達せんには間接爲換が各地を回る間の金利及手數料等をも仔細に計算せざるべからず但し右は專ら送金爲換に就きてのみ説明したれ共尚荷爲換其他の場合にも爲換裁定の計算によりて損益を裁斷するを得べし即ち前に述べたる米國が日本の輸出商をして倫敦宛に手形を振出さしむる如きも畢竟爲換裁定の結果なり

爲換裁定の事は間接爲換と直接爲換と何れが利益なるやを斷するに止まらず貳ヶ國間の直接爲換にても兩國相互の爲換相場を比較し我より彼に宛てゝ手形を振出すか彼より我に送金せしむるか孰れか利益なるやを斷ずるにも必要なり例へば日本に於て米國宛參着相場四十九弗なるに米國にては日本に於ける買相場五十弗なりとせば日本にて米國へ千弗の負債ある者は日本より之を送金するには U. S. $ 1000 @ 50 = ¥ 2,000 金貳千圓を支拂はさるを得ず然るに彼より手形を振出せば同しく彼の受取る所千弗にして而も我は彼の振出せる手形に對し U. S. $ 1000 @ 49 = ¥ 2,040. $\frac{82}{100}$ 金二千四十圓八十二錢を支拂はさるを得ず然は可なり故に此場合には勿論彼より我に宛て手形を振出さしむるを利とす次に爰に考ふべきは支拂期日の前後にして我より送金するにては手形を買ふと同時に其金額を支拂ふも先方より手形を振出さしむ參着拂にても猶其間郵送の日數を要する故此兩期日を比較し其間の

利息をも得失の計算に加へさるべからず前例に就て云へば右は双方共參着相場とするも彼より我に宛てたる手形を郵送するに例へは三週間を要すとせば三週間後に支拂ふを以て其間の利息丈げは彼より我に手形を振出さしむる方尚更利益多しとす即ち此場合に於ける差異を細かに計算すれば次の如し(利率を假りに年一割と見て)

¥ 2040. $\frac{82}{100}$ × $\left(1 + \frac{1 \times 21}{365 \times 100}\right)$ − ¥ 2000 = ¥ 41. $\frac{94}{100}$

又同しく送金するならば少しにても相場の低き時が利なり然れとも是れ支拂勘定の相場にて然るを以て我邦の如き受取勘定の相場にては反對に相場高き時が送金するに利なり例へは巴里へ日本より五百法を送金するに

相場二法五四の時には(高し)百九十六圓八十五錢を支拂ふて可なるも(利)

相場二法五二の時には(低し)百九十八圓四十一錢を支拂はさる

を得ず(不利)

又荷爲換其他手形を賣る場合(銀行よりは買手形)には前者に反し我相場の低き時利あり例ば巴里宛五十法の手形を賣るに相場二法五二の時には(低し)百九十八圓四十一錢を得れとも(利)相場二法五四の時には(高し)百九十六圓八十五錢を得るに過ぎず(不利)

爲換相場の高低により利不利の關係を示す表

此關係を明り易き樣一表にて示せば

- 爲換
  - 賣爲換(銀行にて)
    - 受取勘定の相場
      - 高き時程利(送金者にとり)
      - 低き時程不利(同)
    - 支拂勘定の相場
      - 高き時不利(同)
      - 低き時程利(同)
  - 買爲換(銀行にて)
    - 受取勘定の相場
      - 高き時程不利(手形賣手にとり)
      - 低き時程利(同)
    - 支拂勘定の相場
      - 高き時程利(同)
      - 低き時程不利(同)

大体に於て爲換裁定の事は右の如し然れども直接に爲換の事業を取扱ふ當業者の如きは更に鋭利なる觀察を施して精細綿密なる計算に當り而して始めて爲換の裁定を斷すべき事勿論なり蓋し前にも述べたる如く爲換裁定の事は獨り銀行家其他の直接關係者のみならず商人其他爲換の取組を依頼する者は殊更之に注意すべき所にしてかくなれば爲換の不平衡は自ら調和せられ隨て爲換相場は平均を保つの傾きあるべし而して是れ爲換裁定の特益ある所とす

第七章　爲換の順逆及び爲換の救治策

爲換の順逆　爲換に順 Favourable or for 又は逆 Unfavourable or against なるとあり何を以てかく稱するやと云ふに今外國と取引上外國に支

拂ふべき高が受取るべき高より多しとせば差引外國へ支拂ふべきもの多き故其多き丈け結局正金を外國へ輸送せざるを得ず正金を輸送すれば內國の通貨減少すべく通貨減少すれば金融引締まり利子歩合上り商業の不景氣を來し諸業萎靡すべし而して若し其正金輸送の量多額ならんには金融必迫の極所謂恐慌を惹き起さんも知るべからず是れ一國に取り甚だ不利なり故に爲換上かくなるの傾向を生ずれば之を逆と云ふ之に反し外國に對し支拂ふべき高は受取るべき高より少なき場合には受取るべき高多き丈け外國より正金輸入することとなり隨て國內の通貨を增す通貨增加すれば金融圓滑金利低落諸業爲めに活氣を呈するに至らん是れ一國に取り甚だ利なり依て爲換が此の如き傾向を生ずれば之を順なりと云ふ是れ爲換が順なり又逆なりと呼び來りし意味にして爲換の順逆は相場上如何に現はるゝやと云ふに相場に打歩を生ずる時は例へば百圓の手形百圓以上の相場となれば是れ外國へ支拂ふべき金額多く隨て手形の需要多きに起因するものなれば此場合を逆又は一に不利とも云ひ相場に割引を生ずれば例へば百圓の手形百圓以下の相場に下れば是れ外國より受取る金額多く隨て手形の供給多きに起因するものなれば此場合の相場を稱して順又は一に利とも云ふ(前々章參照)之を約言せば爲換相場平價より高き時は正金の外より入る時故順なりと云ふものにて結局正金の流入流出に超ゆるか流出流入に超ゆるかにより爲換の順逆利不利を定むるものなり而して此の如き稱呼は何故に出でたるやと云ふに是れ畢竟有名なる往時の主錢主義 Mercantile system の遺物にして彼の主錢主義(重金主義とも云ふ)たる單に貨幣の外他に貴きものを知らず故に成るべく貨幣は外へ出さずして唯之を多く外國より吸收するを以て唯一の原則とし一國の消長は貨幣の多少に依るものと誤解せる僻說なり其

爲換相場の順(利)逆(不利)

爲換順逆と稱するも其の無意味なること

說の荒唐無稽にして採るに足らざるは敢て論ずる迄もなけれど其單に正貨の出づるを以て一國の不利益となせる如きは毫も根底なき論にて正貨の出づるには夫丈けの理由あり例へば貿易上輸入超過に由るものとせば夫れ丈け多く物貨を其邦に輸入せるを以て之に對し正貨が輸出したりとて左迄國家の不利益と云ふに足らず總て正貨の輸出入は其原因如何に依るものにて縱令正貨を外へ出すも之が外債に應ずる爲めとか又は外資を投入する爲めの如きならば却て利となるも毫も不利なる所なし之に反し正金輸入するも外國より借入金をなしたる爲めなれば餘り國に利益ありとのみ云ふを得ず故に一國に利不利となるは其原因の如何に因るものなれば單に正金の輸出入のみを以て是非を斷ずるの不可なるは最覩易き道理なり故に此辯說より生れ出でたる爲換順逆の稱は穩當なりと云ふを得ず依て今日は此稱呼起原の不當なると一般に觀破せる所なれば爲換順逆の稱は正金の流

入多き場合及び流出多き場合を示す單純なる稱呼として用ひ又其意味を問はざるなり

然れども正貨の流出入は右述ぶる如くして全く患ふるに足らずとなすにはあらず勿論眞の利不利は其原因に依て判定すべきものなれども亦其流出入の程度を考へざる可らず如何に正貨流出は輸入超過の結果なりとするも其度を超せば國家經濟上の權衡を失ひ縱令物貨國內にあるも貨幣欠乏の爲め金融逼迫し諸業運轉を止むるに至る如きは最も憂ふべきとなれば畢竟過度の流出は恐るべし凡そ一國には相當の準備金を要する故に之を減ずると多ければ兌換券あるも其準備正貨を失ひ爲めに甚しきは兌換停止の恐るべき結果に至るとあるべし又正貨流入の場合にも其流入度を過せば爲めに物價を暴騰せしめ又國內投機事業を勃興せしむる如き却て國內經濟を紊亂するの惡結果を來すものなり般鑑は遠からず我邦に於て曩に日淸戰爭後一時戰

提の餘熱に浮かされ事業濫興の弊を生じ稍もすれば經濟上の紊亂を釀さんとせし事あり是れ償金回收に伴ふ結果にして當時當局者夙に注意し倫敦にて請入れたる巨額の償金は其儘英蘭銀行へ預入れ漸次爲換作用に依て回收したりと雖も猶右の如き結果を免れざりき但し其際償金を一時に回收せざりしはかゝる莫大なる金額を相場に大なる影響をも與へずして爲換にて一時に回收するとの困難なるに因りしのみならず又以て一時に國内通貨の膨脹するを防ぎたるにも在るなり

之を要するに正貨の流出入は一定の程度を超ゆべからず而して其濫出入は種々國家の經濟上に害患を與ふるものなれば早く之を豫測し大なる逆境に陷らざる樣適宜の方策を旋らし以て爲換の救濟をなすと肝要なり而して此爲換救濟策は國家經濟上重要なる事項なれば銀行其他之が當事者たる者は努めて其觀察を怠るなく施設宜敷を得せしめざるべからず次に此救治策の一端を示し以て本編の終末となさんとす

爲換救治策

爲換の豫測及救治策

前項述べたる如く爲換逆となり正貨流出增加して甚しきに至れば容易ならざる害患を國家經濟上に與ふるを以て常に爲換の成行に注意し將來の傾向を豫測するは頗る切要なることなり然れども爲換相場變動の原因は前々章にも說く如く種々錯雜し殊に又意外の邊に潛伏するもの等あるを以て最も明白なる原因より生ずるものにても將來を推測すると難し況んや此等模稜の原因を豫想するに至ては殆んど及ばず凡て相場の變動は各其原因の歸する所あるべき筈なれども甚しきは單に其原因の生ずる風說のみに依り變動するとあり此等細微の點に至ては到底明確に豫測し得可きものならず故に學理に基き豫測せるものは逐一事實に反對し一も正鵠を得ざるとあり然れども或程度迄は必ずしも豫測する手段なきにあ